佐渡市
一般廃棄物処理基本計画

令和３年３月

佐　渡　市

目　次

１　総論

１－１　計画策定の趣旨 ----------1
１－２　計画の位置付け ----------4
１－３　計画の範囲 ----------5
１－４　計画の期間 ----------5
１－５　計画推進の主体 ----------6
１－６　計画の進行管理 ----------7

２　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の区分と体制

１－１　廃棄物の区分 ----------9
１－２　家庭系ごみ ----------10
１－３　事業系ごみ ----------13
１－４　ごみ処理手数料 ----------13
１－５　ごみ処理の流れ ----------14
１－６　ごみ処理施設 ----------15

第２章　現状と課題

２－１　現状 ----------18
２－２　前計画の総括 ----------25

第３章　ごみ処理の理念と目標

３－１　ごみ処理の理念 ----------29
３－２　基本方針 ----------30
３－３　数値目標 ----------31

第４章　目標達成に向けた施策

４－１【施策１】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量 ----------35
４－２【施策２】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進 ----------37
４－３【施策３】意識啓発の推進 ----------40
４－４【施策４】社会環境の変化への対応 ----------41
４－５【施策５】環境美化・不法投棄対策の推進 ----------42
４－６【施策６】将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進 --------45
４－７【施策７】災害に備えた体制整備 ----------48

３　生活排水処理基本計画

第１章　生活排水処理の現状
１－１　生活排水の排出状況 ----------49
１－２　し尿・浄化槽汚泥の処理状況 ----------51
１－３　生活排水処理の主体 ----------52

第２章　生活排水処理の理念と目標
２－１　生活排水処理の理念 ----------53
２－２　基本方針 ----------53
２－３　数値目標 ----------54

第３章　目標達成に向けた施策
３－１【施策１】公共下水道等への接続の推進 ----------57
３－２【施策２】合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底 ------57
３－３【施策３】収集運搬体制の検討 ----------57
３－４【施策４】市民への意識啓発の推進 ----------57

４　巻末資料

１－１　ごみ量推計 ----------59
１－２　生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測 ----66
１－３　ごみ処理基本計画の施策一覧 ----------68
１－４　各施策とＳＤＧｓターゲットとの関連性 ----------71
１－５　策定の経過 ----------75

1　総論

1－1　計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、佐渡市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物処理を推進していくために策定するものです。

本市では、市町村合併後の平成 16 年 11 月に「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後は計画的に基本計画の見直しを行ってきました。この間、レジ袋の有料化やプラスチック製容器包装などの分別収集、一般廃棄物処理手数料の改定、廃棄物処理施設の統廃合などを実施し、３Ｒの推進や廃棄物の適正な処理・処分を進めてきました。

一方、国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、３Ｒの推進による循環型社会の構築を目指してきました。また、平成 27 年９月に国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されたことを受け、平成 30 年４月に閣議決定された「第五次環境基本計画」、平成 30 年６月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、ＳＤＧｓの考え方を取り入れた計画となっています。さらに、令和元年５月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環により資源・環境両面の課題を解決する動きが強まってきています。加えて、令和元年 10 月には、多様な主体が連携し、国民運動して食品ロスの削減を推進することを目指した「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しています。

また、新潟県にあっては、平成 28 年３月に「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念とする「第二次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、目標を達成するための各主体の役割として、県民は３Ｒを意識した行動や３Ｒ活動へ参加する、事業者はごみの発生抑制・再使用・循環利用に努め、排出者責任に基づき適正な処理を行う、市町村はごみの排出抑制や循環的利用に向けた取組を推進し、適正処理に努めるとしています。

こうした国・新潟県の動向、本市における廃棄物処理の現状や新たな課題などを踏まえ、平成 25 年３月に策定した「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする新たな「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【コラム１】SDGs（エスディージーズ）とは？

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の３層構造で構成されています。

【コラム２】プラスチック資源循環戦略とは？

国では、廃プラスチックの有効利用率の低さや海洋プラスチックごみ等による環境汚染が世界的課題（コラム３参照）となっていること、日本は国内で適正処理・３Ｒを率先し、国際貢献も実施する一方、世界で２番目の一人当たりの容器包装廃棄量であることやアジア各国での輸入規制等の課題に対応するため、令和元年５月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

〇基本原則：基本的な対応の方向性「３Ｒ＋Renewable」
〇重点戦略：①資源循環（リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進）
②海洋プラスチック対策
③国際展開
④基盤整備
〇マイルストーン

・世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定
＜リデュース＞
・2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
＜リユース・リサイクル＞
・2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
・2030 年までに容器包装の６割をリユース・リサイクル
・2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用
＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
・2030 年までに再生利用を倍増
・2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

【コラム３】海洋ごみに関する国際的な動き

イギリスのエレンマッカーサー財団が、2016 年１月の世界経済フォーラム年次総会（通称「ダボス会議」）に合わせて発表した報告書において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で少なくとも年間 800 万トンあり、このまま何の対策もとらなければ、海洋に漂うプラスチックごみの重量は、2050 年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしたことが注目され、国際的な関心が高まりました。

上述のとおり、近年では、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的な関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

2015 年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目標(SDGｓ)のターゲットの一つとして掲げられました。

図3-1-2　BAUシナリオにおけるプラスチック量の拡大、石油消費量

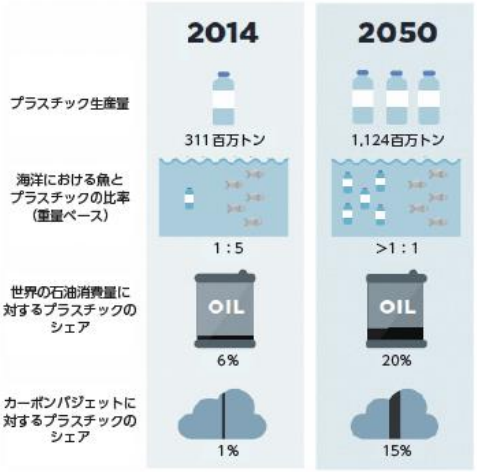

資料：THE NEW PLASTICS ECONOMY「RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS」

出典：環境省 令和元年版環境白書

１－２　計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づき、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な方向性について定めるために策定するものです。

また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本市の最上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針となるものです。

なお、具体的事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

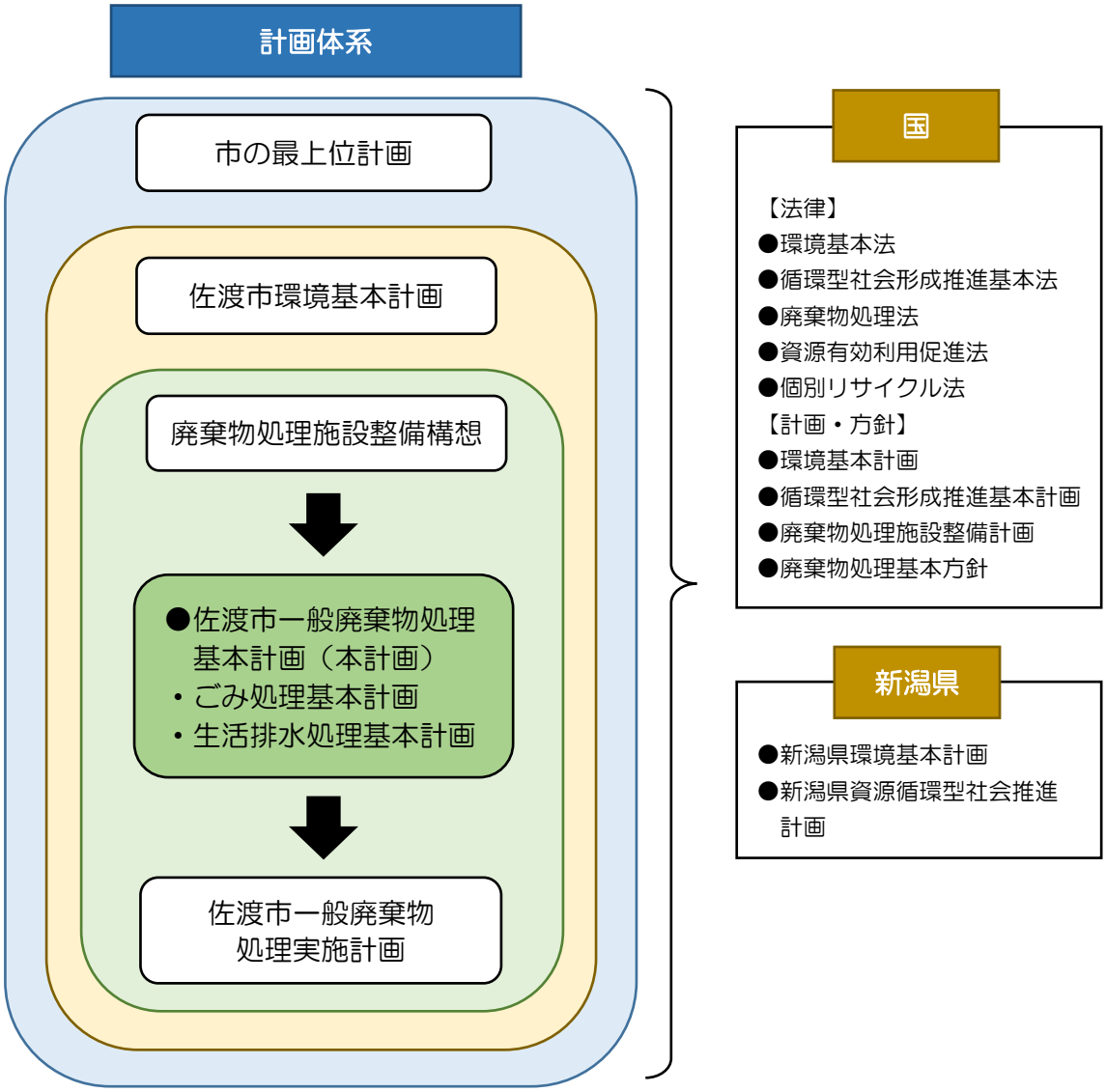

図１－１　計画体系及び法体系

１－３　計画の範囲

本計画の対象区域は、佐渡市全域とします。

本計画の範囲は、対象区域で発生する一般廃棄物の減量をはじめ、分別、収集運搬、中間処理、資源化、最終処分、施設整備までを含むものとします。

１－４　計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

なお、令和７年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。

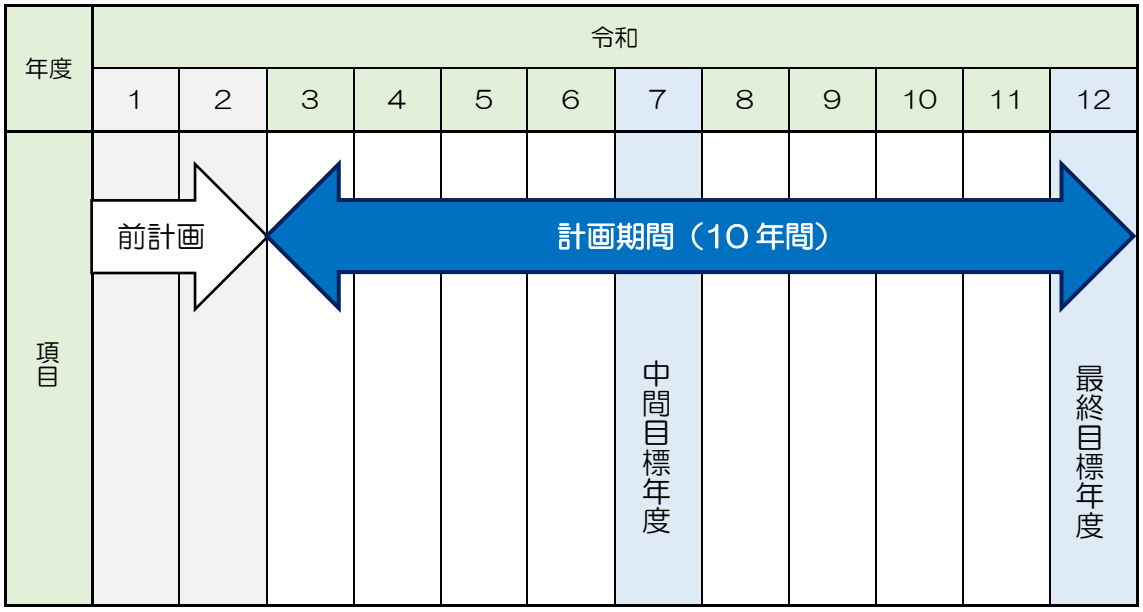

図１－２　計画期間

１－５ 計画推進の主体

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

市民の役割
○　ごみをなるべく出さないようなライフスタイルを心がけ、分別の徹底など、ごみ減量・リサイクルに向けた取組に協力します。 ○　一人ひとりが市の排出ルールを遵守し、ごみ集積場の清潔保持に努めるほか、一斉清掃等の環境美化活動に積極的に参加します。 ○　地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

事業者の役割
○　ごみの排出から最終処分に至るまで責任を担うとともに、ごみをなるべく出さない事業形態の構築に努めます。 ○　資源物や産業廃棄物の分別徹底に努めた事業ごみの適正排出を推進します。 ○　環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量・リサイクルを推進します。 ○　地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

市の役割
○　市民・事業者がごみ減量・リサイクルの推進に取組やすい仕組みを構築します。 ○　安全で安定的・効率的なごみ処理体制を構築します。 ○　地震や台風・大雨等の災害に備えた体制整備を進めます。 ○　効率的で効果的な生活排水処理を推進します。 ○　ごみ排出者として、市民・事業者の模範となるべく、率先したごみ減量・リサイクルの推進に努めます。

１－６　計画の進行管理

「PDCA サイクル」により計画を管理し、毎年度の進行管理とともに令和７年度を中間目標年度と定め、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況や評価結果については、佐渡市環境審議会等へ報告するとともに、市民・事業者に公表します。

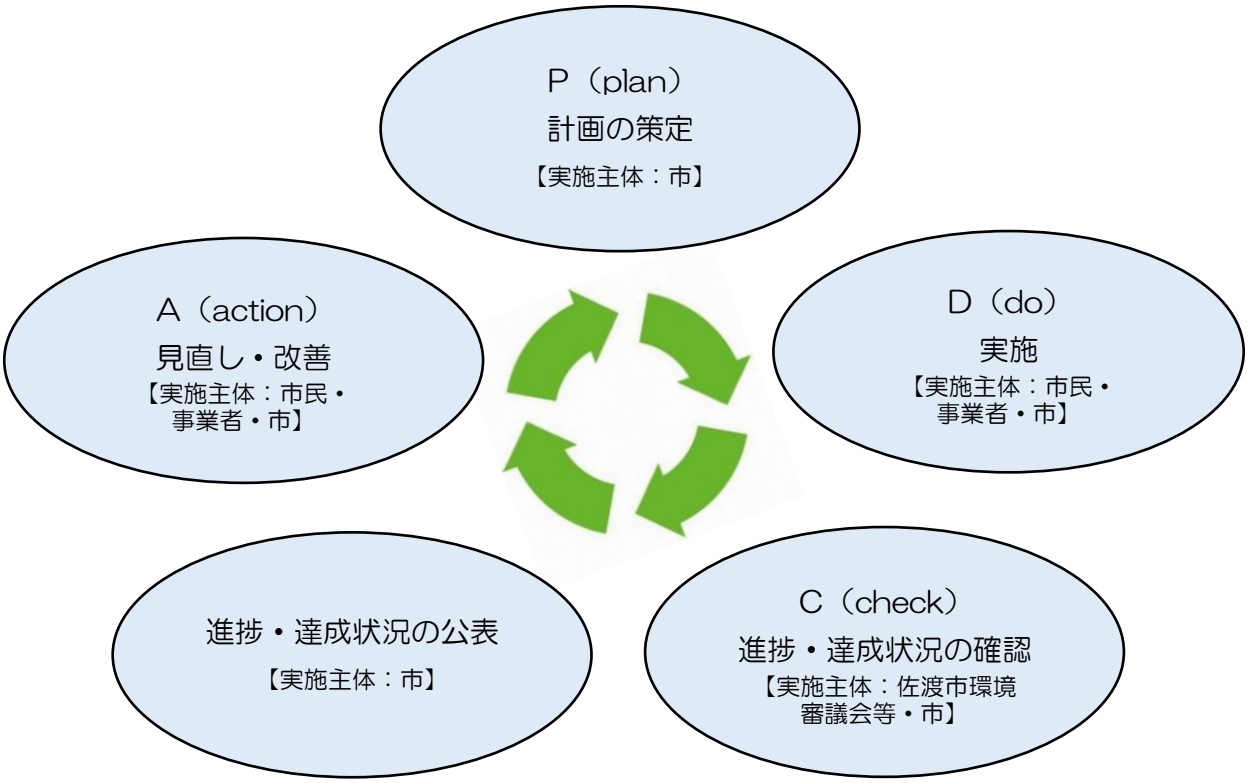

図１－３　進行管理の流れ

２　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の区分と体制

１－１　廃棄物の区分

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。このうち、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法で定められた 20 種類の廃棄物で、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

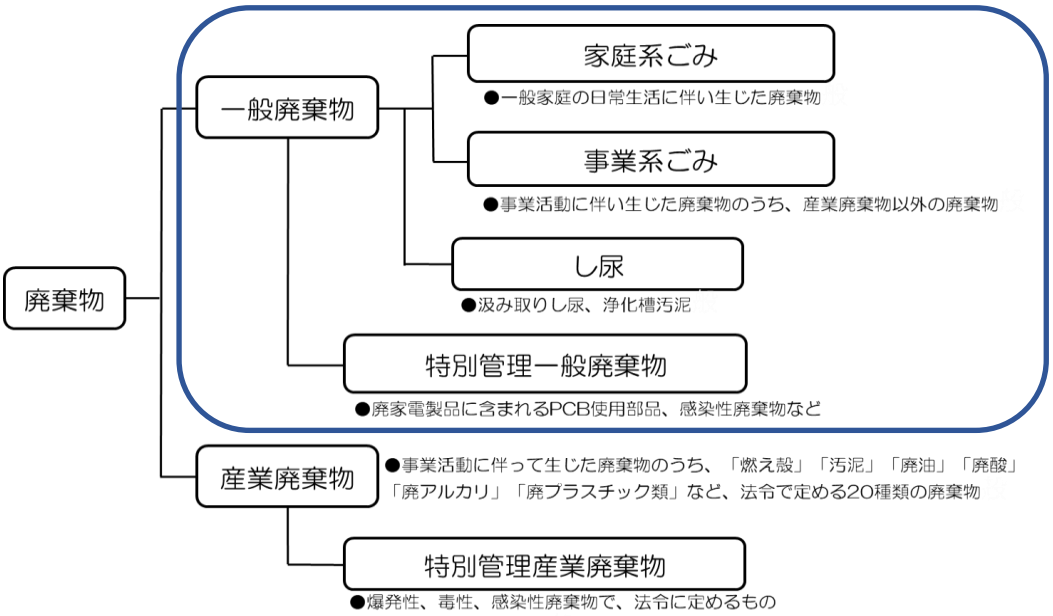

図２－１　廃棄物の定義

表２－１　産業廃棄物の種類

【業種指定なし】
燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
ゴムくず
金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい
がれき類
ばいじん

【業種指定等あり】	
紙くず	建設業、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷業
木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等
繊維くず	建設業、繊維工業
動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
動植系固形不要物	と畜場等
動物の糞尿	畜産農業
動物の死体	畜産農業
汚泥のコンクリート固形物など、産業廃棄物を処分するために処理した物	産業廃棄物を処分するために処理したもの

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、この表に該当するものが産業廃棄物、この表に該当しないものは事業系ごみとなります。

１－２　家庭系ごみ

家庭系ごみは、表２－２のとおり分別して市内2,356ヶ所のごみ集積場等に排出され、市が委託する事業者により市の施設等へ収集運搬します。

また、令和2年4月から「燃えるごみ」を「燃やすごみ」に、「燃えないごみ」を「燃やさないごみ」に、「有害ごみ」を「蛍光管・水銀入り体温計」にそれぞれ分別呼称を変更するとともに、火災事故等防止のため、スプレー缶（エアゾール缶）・カセットボンベとガスライターは「発火性危険ごみ」として分別し、16分別区分に変更しました。

表２－２　分別区分

令和２年４月１日現在

区分		主な内容	収集回数	収集方法	手数料等
燃やすごみ		木製小物、貝殻、はき物、おむつ、カセットテープ、ビデオテープ、CD、使い捨てカイロ、乾燥剤・保冷剤、衣類、ロープ・ホース、生ごみ、植木の枝、その他プラスチック 等	週２回	集積場収集	有料（指定袋/処理券）
燃やさないごみ		フライパン、なべ、やかん、陶磁器、かさ、化粧品のびん、一斗缶、ガラスコップ、ＬＥＤ電球、白熱球 等	月１回	集積場収集	有料（指定袋）
発火性危険ごみ		スプレー缶（エアゾール缶）、カセットボンベ、ガスライター	年５回	集積場収集	有料（指定袋）
粗大ごみ		ストーブ、机、一輪車、ふとん、マットレス、ソファー、自転車、たんす、原動機付自転車（排気量 50cc 以下のもの）等	年５回	集積場収集	有料（処理券）
資源ごみ	廃プラスチック	チューブ、ボトル、袋、カップ、パック、トレイ、ふた、緩衝剤・発泡スチロール、フィルムラベル、錠剤の容器 等	週１回	集積場収集	無料
	空缶、空びん	アルミ缶・スチール缶、のり・お茶の缶、飲料・食品用びん、飲み薬用びん 等	月２回	集積場収集	無料
	ペットボトル	飲料品・しょうゆ・酒類用ペットボトル	月2回	集積場収集	無料
			随時	拠点回収（13ヶ所）	無料

区分		主な内容	収集回数	収集方法	手数料等
資源ごみ	古紙	新聞紙、チラシ、段ボール、牛乳パック、雑誌（雑がみ）	月１回	拠点回収（206ヶ所）	無料
	廃乾電池	アルカリ電池、マンガン電池、オキシライド電池、角形９Ｖ電池、リチウム電池（使いきりのものに限る）、リチウムコイン電池（ＣＲ・ＢＲ）	随時	取扱店等（76ヶ所）	無料
	蛍光管・水銀入り体温計	蛍光管、水銀入り体温計	随時	取扱店等（50ヶ所）	有料
	使用済小型家電	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ＣＤ・ＭＤプレーヤー、ゲーム機、リモコン、ＥＴＣ車載ユニット、カーナビ、電卓、電子手帳、電気かみそり、電話機 等	随時	拠点回収（18ヶ所）	無料

※16 分別区分：①燃やすごみ、②燃やさないごみ、③発火性危険ごみ、④粗大ごみ、⑤廃プラスチック、⑥空缶・空びん、⑦ペットボトル、⑧新聞紙、⑨チラシ、⑩段ボール、⑪牛乳パック、⑫雑誌（雑がみ）、⑬廃乾電池、⑭蛍光管、⑮水銀入り体温計、⑯使用済小型家電

※指定ごみ袋等販売店舗数：199 店舗

市で収集処理しないごみは、表２－３のとおりであり、購入した販売店や廃棄物処理業者等に処理を依頼することになります。

表２－３　市で収集処理しないごみ

令和２年４月１日現在

区分	ごみの例	処理先
家電リサイクル対象品	エアコン、冷蔵庫、冷凍庫 テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、洗濯機、衣類乾燥機	購入した販売店や買い替えする販売店等 郵便局で手続きをしてクリーンセンターへ持ち込む
パソコンリサイクル対象品（使用済小型家電拠点回収を除く。）	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン CRT ディスプレイ CRT ディスプレイー体型パソコン 液晶ディスプレイ 液晶ディスプレイー体型パソコン	各メーカー等
引き取れないごみ	タイヤ、バッテリー、ドラム缶、５０ｃｃ超のバイク、コピー機（複合機を含む）、レーザープリンター、消火器、耐火金庫、農機具、毒物、劇物、廃油、塗料、ガスボンベ、自動車部品、セニアカー、コンクリート塊、断熱材、瓦等の建築廃材、農薬、医療廃棄物、土砂、鉄塊、ボイラー、浴槽、タイヤチェーン、漁網、井戸用ホームポンプ　等	販売店や廃棄物処理業者等

１－３　事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、法令により、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

また、事業者は、法令に基づき、産業廃棄物と事業系ごみの分別を徹底し、市の施設で処理する事業系ごみについては、事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に市の施設までの運搬を依頼するか、自ら搬入することになります。

１－４　ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は表２－４のとおりです。

表２－４　ごみ処理手数料

令和２年４月１日現在

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>種　　類</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">燃やすごみ</td><td>指定ごみ袋（大）10 枚につき</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>指定ごみ袋（小）10 枚につき</td><td>160 円</td></tr>
<tr><td>指定袋ごみ（特小）10 枚につき</td><td>100 円</td></tr>
<tr><td>処理券　１束につき１枚</td><td>20 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やさないごみ
（発火性危険ごみを含む）</td><td>指定ごみ袋（大）10 枚につき</td><td>350 円</td></tr>
<tr><td>指定ごみ袋（小）10 枚につき</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>処理券　１個につき１枚</td><td>520 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">クリーンセンターに直接搬入する場合</td><td>燃やすごみ、燃やさないごみ（発火性危険ごみを含む）</td><td>指定ごみ袋と処理券を使用しない場合 10kg までごと</td><td>60 円</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>処理券を使用しない場合</td><td>30ｋｇまで 520 円
(超過 10ｋｇごとに１００円)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特定家庭用機器（郵便局でリサイクル料金を支払い、「振込照明書（家電リサイクル券）」と一緒にクリーンセンターに持ち込む）</td><td>テレビ（1 台）</td><td>800 円</td></tr>
<tr><td>冷蔵庫（1 台）、冷凍庫（1 台）</td><td>1,200 円</td></tr>
<tr><td>洗濯機（1 台）、衣類乾燥機（1 台）</td><td>800 円</td></tr>
<tr><td>エアコン（1 組）</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光管・水銀入り体温計（クリーンセンターや取扱店に直接搬入）</td><td>１個につき</td><td>30 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">犬、猫等の死体（クリーンセンターに直接搬入）</td><td>１体につき</td><td>520 円</td></tr>
</table>

１－５　ごみ処理の流れ

令和元年度におけるごみ処理の流れは、図２－２のとおりであり、排出量の合計は 22,126 トン/年、うち中間処理量は 20,172 トン/年、総資源化量は 4,117 トン/年、総減量化量は 16,350 トン/年、最終処分量は 1,659 トン/年となっています。

単位：トン/年

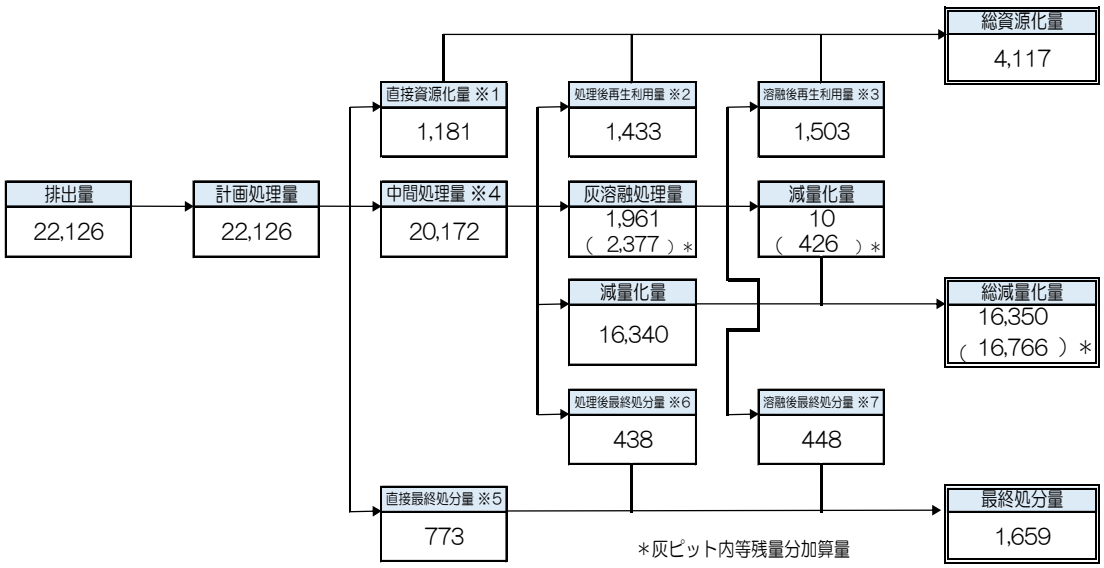

図２－２　ごみ処理の流れ

表２－５　ごみ処理量の内訳

単位：トン/年

項　目		量
直接資源化量※1	古紙	1,181
処理後再生利用量※2	金属類	644
	ガラス類	294
	ペットボトル	141
	廃プラスチック	207
	廃乾電池	20
	蛍光管等	6
	使用済小型家電	110
	発泡スチロール	10
	リサイクルびん	1
計		1,433
溶融後再生利用量※3	溶融スラグ	1,188
	溶融飛灰	315
計		1,503

項　目			量
中間処理量※4	燃やすごみ		17,320
	燃やさないごみ		742
	粗大ごみ		876
	資源ごみ	缶びん	684
		ペットボトル	163
		廃プラスチック	300
		廃乾電池	20
		蛍光管等	6
		使用済小型家電	61
計			20,172
直接最終処分量※5	側溝汚泥・火災残渣等		773
処理後最終処分量※6	処理残渣		438
溶融後最終処分量※7	溶融不適物		448

計画処理量	※1＋※4＋※5	22,126
総資源化量	※1＋※2＋※3	4,117
最終処分量	※5＋※6＋※7	1,659

１－６　ごみ処理施設

燃やすごみは、佐渡クリーンセンターのごみ処理施設で焼却処理しています。燃やさないごみ、粗大ごみ、空缶・空びんは、佐渡クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で破砕・選別・圧縮処理し、金属類やガラス類を資源化しています。廃プラスチックは、佐渡クリーンセンターの廃プラスチック処理設備で選別・圧縮・梱包したのち資源化しています。

また、焼却処理に伴い発生する焼却残渣は、灰溶融固形化施設で溶融処理し、焼却残渣中の溶融不適物や破砕・選別・圧縮処理に伴う処理残渣は、南佐渡一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。一方、溶融スラグは、南佐渡一般廃棄物処分場の覆土材として利用しています。

なお、平成 21 年に南佐渡クリーンセンター、平成 27 年に両津クリーンセンターの焼却処理等を停止し、直接搬入ごみの受け入れのみの中継施設としています。

さらに、本市が管理している埋立処分が終了した旧最終処分場は、７施設となっています。

本市における中間処理施設の概要は表２－６、最終処分場の概要は表２－７、旧最終処分場の概要は表２－８、各施設の位置は図２－３、中間処理・最終処分の流れは図２－４のとおりです。

表２－６　中間処理施設の概要

施設名称	処理する廃棄物	規模	竣工年月
佐渡クリーンセンター ごみ処理施設	燃やすごみ	120ｔ/日 （60ｔ/24ｈ×2 炉）	平成 10 年5月
佐渡クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	燃やさないごみ、粗大ごみ、空缶・空びん	25ｔ/日 （25ｔ/5ｈ）	平成 10 年5月
佐渡クリーンセンター 廃プラスチック処理設備	廃プラスチック	2.0～2.5ｔ/ｈ	平成 21 年３月
灰溶融固形化施設 （メルティングセンター佐渡）	焼却残渣	14.5ｔ/日 （14.5ｔ/24ｈ×1 炉）	平成 13 年３月

表２－７　最終処分場の概要

施設名称	処分する廃棄物	埋立容量	竣工年月
南佐渡一般廃棄物 最終処分場	溶融不適物 処理残渣等	47,880㎥	平成８年3月
一般廃棄物最終処分場 （真野クリーンパーク）	溶融不適物 処理残渣等	46,752㎥	平成 15 年3月

※一般廃棄物最終処分場（真野クリーンパーク）は平成 29 年度末でごみの受入を終了しています。

表２－８　旧最終処分場の概要

施設名称	埋立容量	埋立開始年月	埋立終了年月
旧秋津不燃物埋立地	46,000㎥	昭和 61 年 12 月	平成 11 年　3月
旧潟端最終処分場	4,600㎥	平成 元 年　1月	平成 11 年　3月
旧赤玉不燃物最終処分場	4,200㎥	昭和 59 年　4 月	平成 10 年 10 月
旧中原残灰埋立地	50,048㎥	昭和 45 年　4 月	平成 12 年　1 月
旧窪田不燃物埋立地	69,768㎥	昭和 45 年　6 月	平成 12 年　1 月
旧瓜生屋最終処分場	57,156㎥	昭和 54 年　4 月	平成 10 年　9 月
旧小倉最終処分場	11,468㎥	昭和 52 年 11 月	平成　9 年　7 月

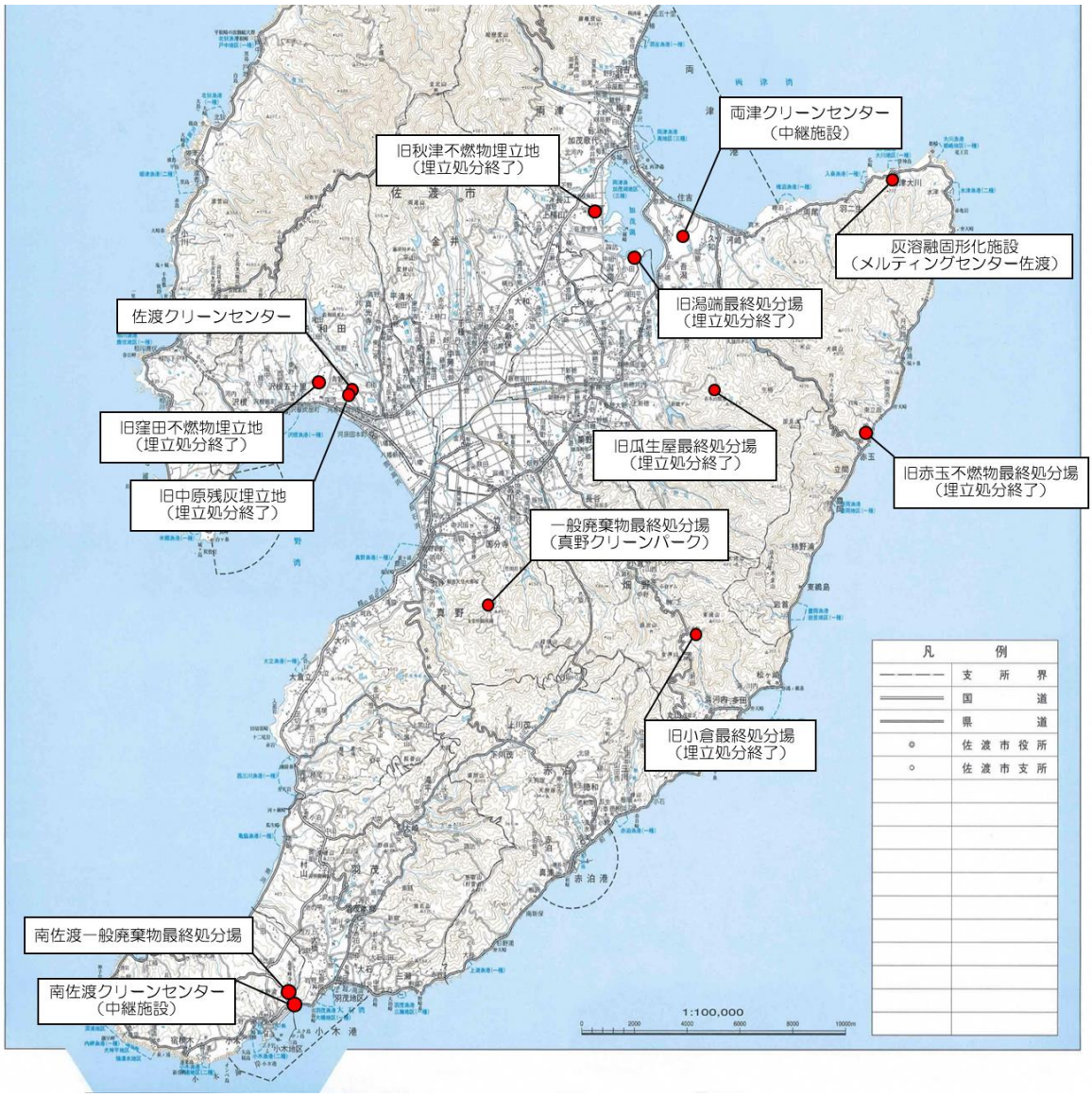

図２－３　中間処理施設・最終処分場等位置図

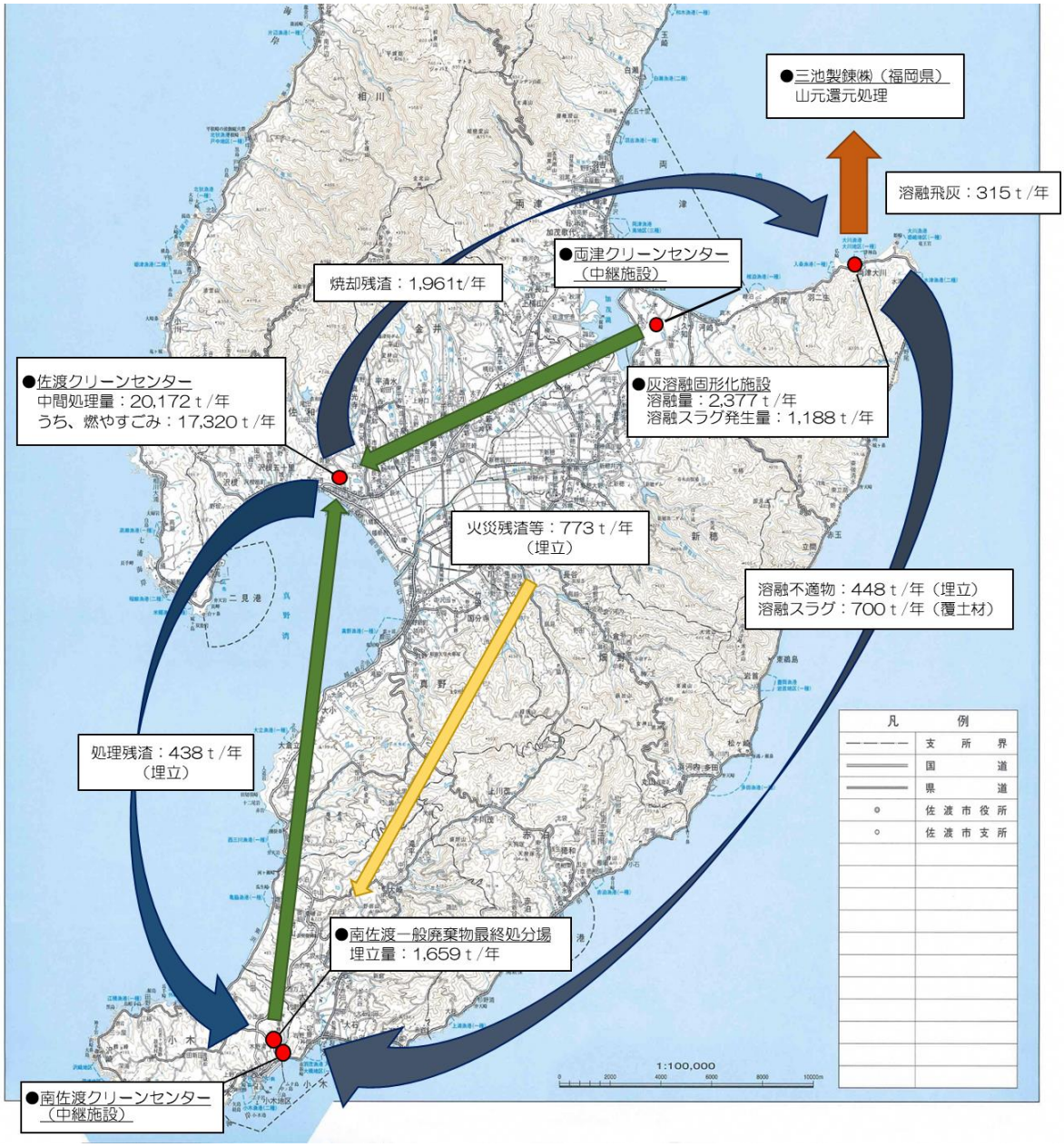

図２－４　中間処理・最終処分の流れ（令和元年度実績）

第２章 現状と課題

２－１ 現状

２－１－１　人口と世帯数の動向

令和元年１０月の人口は 54,438 人で、平成 23 年 10 月から令和元年 10 月までの８年間で 8,868 人減少しており、世帯数についても 1,273 世帯減少しています。

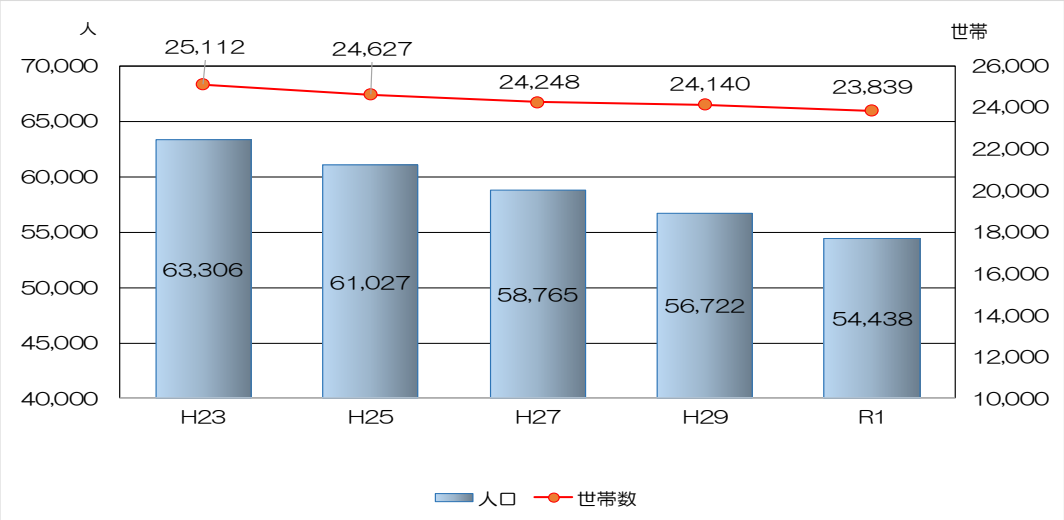

図２－５　人口世帯数の推移

２－１－２　事業所数・従業者数の動向

令和元年度の事業所数は 3,626、従業者数は 20,868 人となっており、近年の経済状況の影響により、事業所数・従業者数は減少傾向を示しています。

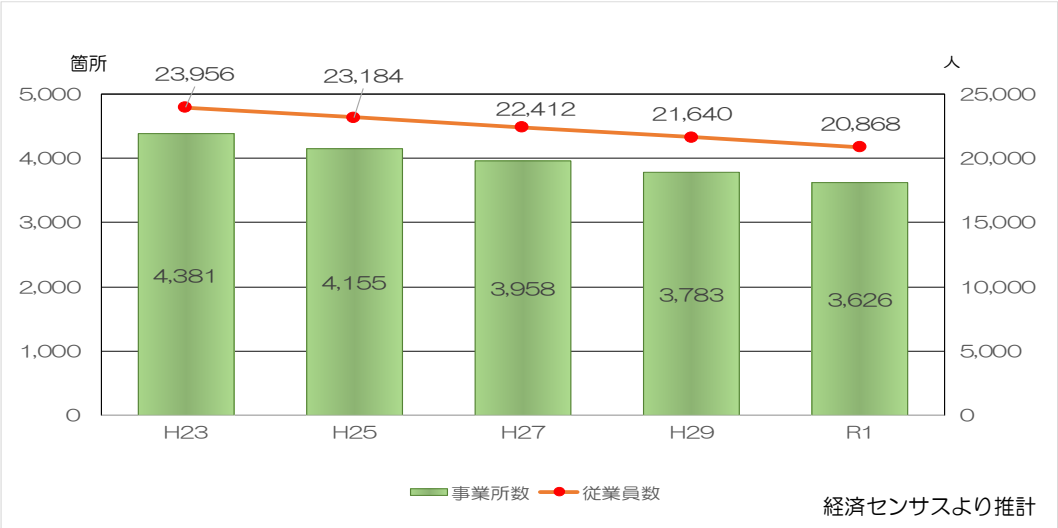

図２－６　事業所数・従業者数の推移

２－１－３　ごみ総排出量

ごみの総排出量は、令和元年度で 22,126t となっており、平成 23 年度より 6.6%減少しています。

しかしながら、１人１日あたりごみ総排出量は、令和元年度で 1,111 g/人・日となっており、平成 23 年度より 8.7%増加しています。

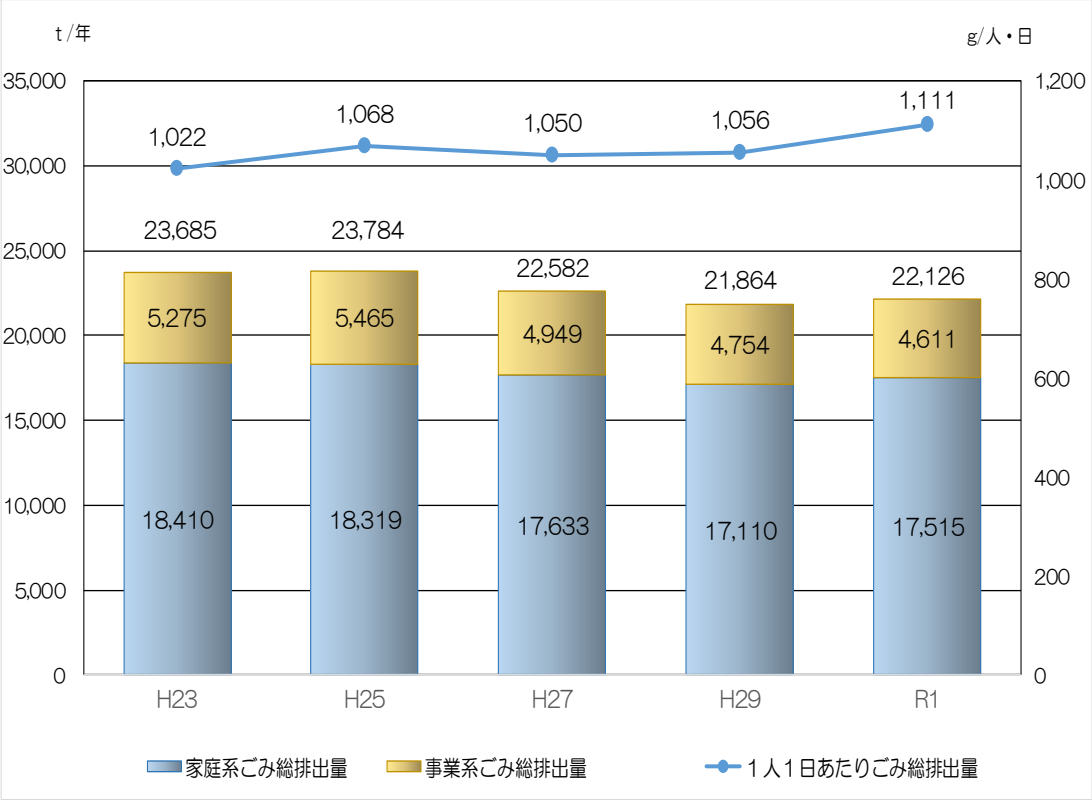

図２－７　ごみ総排出量の推移

表２－９　ごみ総排出量の推移

項　目	単位	H23	H25	H27	H29	R1
１人１日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,022	1,068	1,050	1,056	1,111
家庭系ごみ総排出量	トン/年	18,410	18,319	17,633	17,110	17,515
事業系ごみ総排出量	トン/年	5,275	5,465	4,949	4,754	4,611
ごみ総排出量	トン/年	23,685	23,784	22,582	21,864	22,126

２－１－４　家庭系ごみ総排出量

家庭系ごみの総排出量は、令和元年度で 17,515ｔとなっており、平成 23 年度より 4.9%減少しています。

しかしながら、１人１日あたり家庭系ごみ排出量は、令和元年度で 762ｇ/人・日となっており、平成 23 年度より 13.9%増加しています。

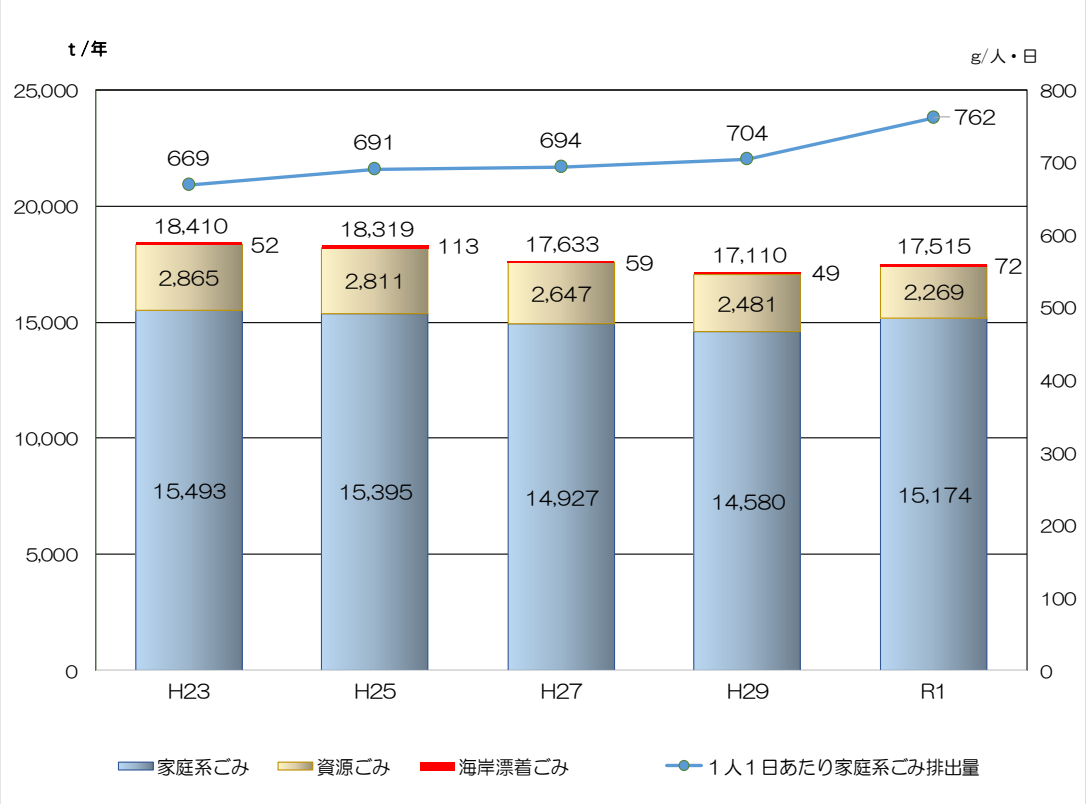

図２－８　家庭系ごみ総排出量の推移

表２－10　家庭系ごみ総排出量の推移

項　目		単位	H23	H25	H27	H29	R1
家庭系ごみ総排出量		トン/年	18,410	18,319	17,633	17,110	17,515
	家庭系ごみ排出量（※１）	トン/年	15,493	15,395	14,927	14,580	15,174
	資源ごみ（※２）	トン/年	2,865	2,811	2,647	2,481	2,269
	海岸漂着ごみ（※３）	トン/年	52	113	59	49	72
１人１日あたり家庭系ごみ排出量		ｇ/人・日	669	691	694	704	762

※１：燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ等
※２：廃プラスチック、空缶・空びん、ペットボトル、古紙等
※３：外国由来と想定される海岸漂着ごみ（推計）

２－１－５　事業系ごみ総排出量

事業系ごみの総排出量は、令和元年度実績で 4,611ｔとなっており、平成 25 年度以降は減少傾向となっています。事業系ごみの総排出量は、許可ごみより直接搬入ごみが多い傾向にあります。

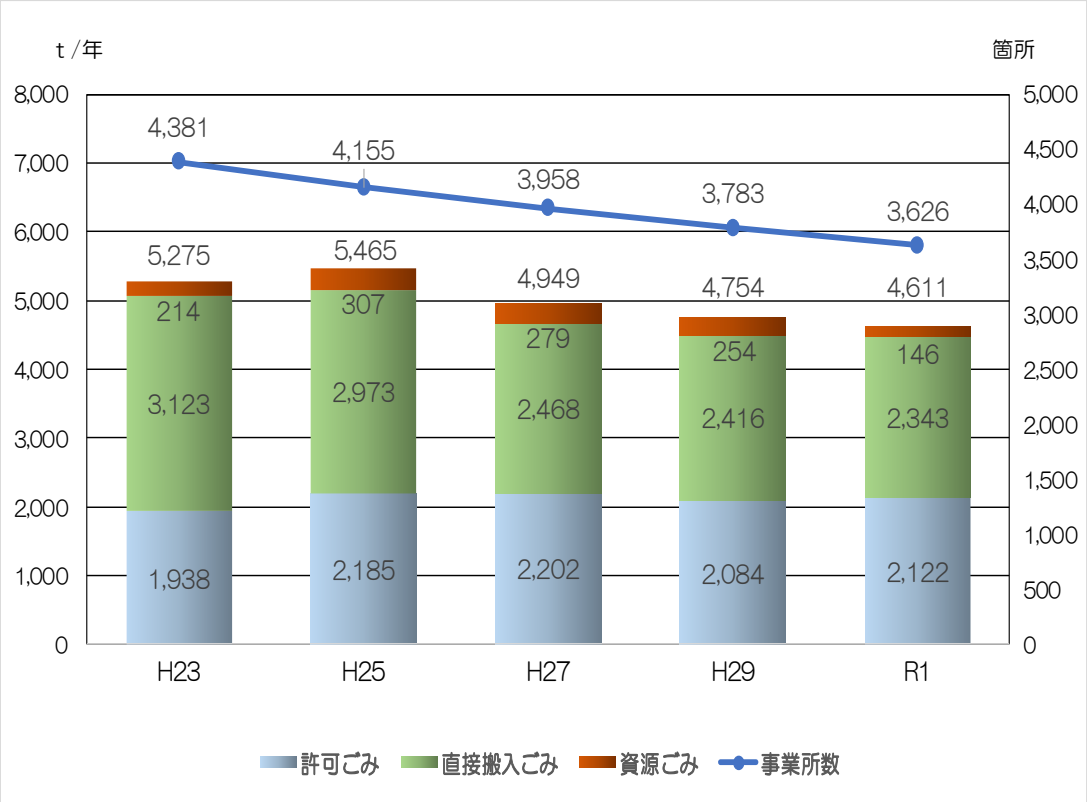

図２－９　事業系ごみ総排出量の推移

表２－11　事業系ごみ総排出量の推移

項　目	単位	H23	H25	H27	H29	R1
事業所数	箇所	4,381	4,155	3,958	3,783	3,626
許可ごみ	トン/年	1,938	2,185	2,202	2,084	2,122
直接搬入ごみ	トン/年	3,123	2,973	2,468	2,416	2,343
資源ごみ	トン/年	214	307	279	254	146
合　計	トン/年	5,275	5,465	4,949	4,754	4,611

２－１－６　ごみ処理・処分量の推移

中間処理・減量化量（焼却等）は、令和元年度で 16,350ｔとなっており、平成 23 年度より 9.6%減少しています。

令和元年度の再生利用量は 4,117ｔ、再生利用率は 18.6%となっており、最終処分量は 1,659ｔで最終処分率は 7.5%となっています。

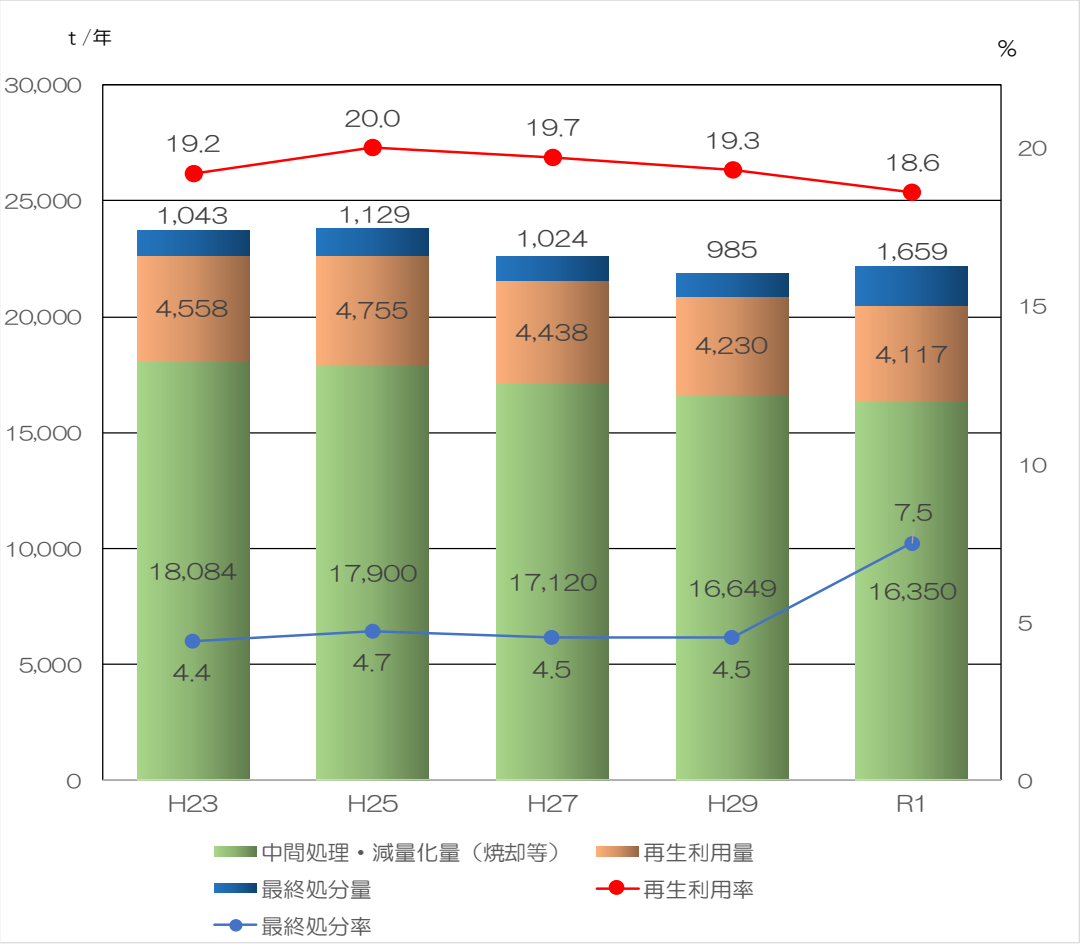

図２－10　ごみ処理・処分量の推移

表２－12　ごみ処理・処分量の推移

項　目	単位	H23	H25	H27	H29	R1
再生利用率	%	19.2	20.0	19.7	19.3	18.6
最終処分率	%	4.4	4.7	4.5	4.5	7.5
中間処理・減量化量（焼却等）	t /年	18,084	17,900	17,120	16,649	16,350
再生利用量	t /年	4,558	4,755	4,438	4,230	4,117
最終処分量	t /年	1,043	1,129	1,024	985	1,659
ごみ総排出量	t /年	23,685	23,784	22,582	21,864	22,126

２－１－７　ごみ総排出量に対する各ごみ量の構成比

令和元年度のごみ総排出量に対するそれぞれのごみ量の構成比は、燃やすごみが78.3%と約８割を占めています。

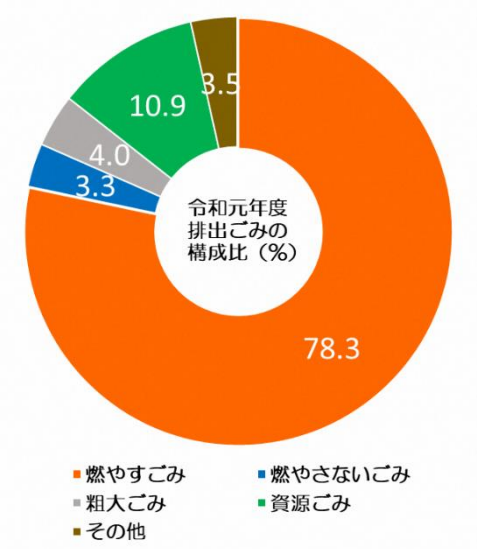

図２－11　令和元年度排出ごみの構成比

表２－13　令和元年度排出ごみの構成比

項 目		排出量（t）		構成比（%）
燃やすごみ		17,320	17,320	78.3
燃やさないごみ		742	742	3.3
粗大ごみ		876	876	4.0
資源ごみ	空缶・空びん	684	2,415	10.9
	ペットボトル	163		
	廃プラスチック	300		
	古紙	1,181		
	廃乾電池	20		
	蛍光管・水銀入り体温計	6		
	使用済小型家電	61		
その他	側溝汚泥・火災残渣等	773	773	3.5
合　計			22,126	100.0

２－１－８　燃やすごみの組成

令和元年度の燃やすごみの平均組成（湿重量%、推計値）は、厨芥類（生ごみ等）が40.9%、紙・布類が31.0%を占めています。また、不燃物類が0.4%を占めています。

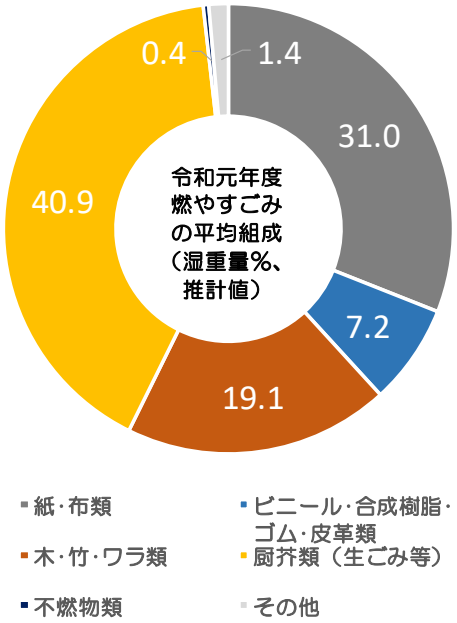

図２－12　令和元年度燃やすごみの平均組成

表２－14　令和元年度燃やすごみの平均組成

項　目	湿重量%（推計値）
紙･布類	31.0
ビニール･合成樹脂･ゴム･皮革類	7.2
木･竹･ワラ類	19.1
厨芥類（生ごみ等）	40.9
不燃物類	0.4
その他	1.4
合　計	100.0

２－１－９　ごみ処理経費

令和元年度のごみ処理経費は約 16 億円です。また、市民１人あたりのごみ処理経費は約２万９千円となっています。施設修繕費等の増加により、平成 23 年度と比べて市民１人あたり約５千円増加しています。

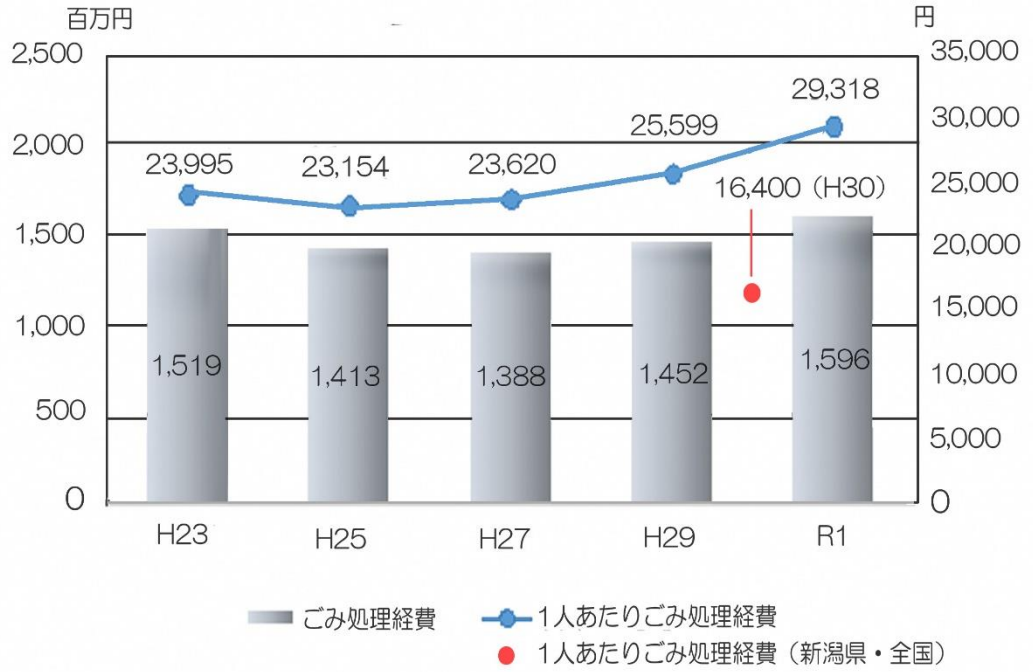

図２－13　ごみ処理経費の推移

表２－15　ごみ処理経費の推移

項　目	単位	H23	H25	H27	H29	R1
ごみ処理経費	百万円	1,519	1,413	1,388	1,452	1,596
１人あたりごみ処理経費	円	23,995	23,154	23,620	25,599	29,318

※ごみ処理経費には、総務課所管の人件費（塵芥処理費）を含めています。

２－２　前計画の総括

２－２－１　前計画の概要

前計画では、『地球と共にあゆむ「美しい島 佐渡」の実現』を基本理念に、基本方針として「発生源からはじめるごみ減量の推進」「多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進」「環境への負荷が小さい安全で安定した適正処分の推進」「計画の実現に向けた体制整備」を掲げました。

また、取組を把握・評価するため、「減量化目標（一般廃棄物の年間排出量）」「資源化目標（再生利用率）」「埋立量の削減目標（最終処分率）」の３つの計画目標（数値目標）を設定しました。

これらの目標を達成するため、４つの基本方針のもとに施策を設定し実施してきました。

前計画（平成 25 年度～令和２年度）

- 「レジ袋ゼロ運動」や「３０・１０運動」の推進
- 生ごみの減量化
- 使用済み小型家電の資源化
- ごみ処理手数料の改定
- 発火性危険ごみの分別区分追加
- 燃やすごみ、燃やさないごみ、蛍光管・水銀入り体温計への分別呼称の変更
- 中間処理施設の統合　など

※レジ袋ゼロ運動

本市では、平成 21 年４月１日に「佐渡市レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を施行し、全国にさきがけレジ袋を有料化するとともに、「レジ袋ゼロ運動」の取組を進めてきました。

令和２年４月１日現在の「レジ袋ゼロ運動」協力店は 173 店舗で、令和元年度のマイバック持参率は 83.8%となっています。マイバック持参率とレジ袋使用枚数の推移は、図２－14 のとおりです。

一方、全国では、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、令和２年７月１日よりプラスチック製買物袋の有料化（レジ袋有料化）がスタートしました。

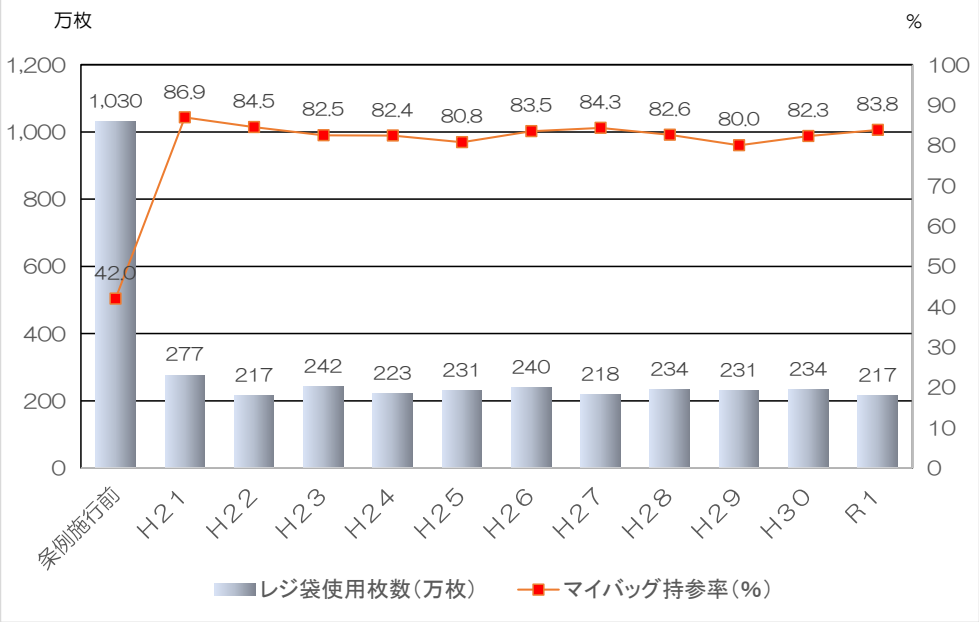

図２－14　マイバック持参率とレジ袋使用枚数の推移

※マイバック持参率は、佐渡市レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例に基づき、市内の大型店舗（スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアなど）からの報告により算出したものです。条例施行前のレジ袋使用枚数は推定です。

２－２－２　前計画の目標達成状況

（１）数値目標の設定

○　減量化目標（年間排出量）は、１人１日あたりごみ総排出量を 995ｇ（過去 10 年間の底値）以下とすることを目指し、年間排出量 18,500ｔ以下を最終目標（令和２年度）としています。１人１日あたりごみ総排出量の国の目標（令和７年度）は 850ｇ、県の目標（令和２年度）は 957ｇ以下であり、国・県の目標より多い状況です。

○　資源化目標（再生利用率）は、平成 23 年度実績の 19.3%から５ポイント以上の引き上げを目指し、再生利用率 25%以上を最終目標（令和２年度）としています。再生利用率の県の目標（令和２年度）は 27.0%以上であり、県の目標より２ポイント下回っています。

○　埋立量の削減目標（最終処分率）は、既に相当程度低い値であり、十分な埋立量の削減効果が得られていることから、平成 23 年度実績の 3.1%を維持することを目指し、最終処分率３%以下を最終目標（令和２年度）としています。最終処分率の県の目標（令和２年度）は 8.8%以下であり、県の目標より 5.8 ポイント下回っています。

（２）前計画の目標達成状況

令和元年度の実績では、平成 23 年度と比較し、減量化目標において年間排出量は 2,074ｔ減少していますが、令和２年度の最終目標を達成することが難しい状況です。

表２－16　数値目標の達成状況

項　目	H23	H27		R1	R2	評価	達成率
	実績	実績	中間目標	実績	最終目標		
減量化目標（年間排出量）	23,255ｔ	22,258ｔ	20,900ｔ以下	21,181ｔ	18,500ｔ以下	未達成	87%
資源化目標（再生利用率）	19.3%	19.9%	22%以上	19.4%	25%以上	未達成	78%
埋立量の削減目標（最終処分率）	3.1%	3.8%	3%以下	4.8%	3%以下	未達成	63%

※前計画の数値目標は、火災ごみ等を除いて設定したことから、各年度の実績についても同様の取扱いとします。

２－２－３　ごみ処理の課題

（１）ごみの減量・資源化等に関する課題

○　市民生活や事業者の活動によって排出されるごみをできるだけ少なくする取組として、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の２R をさらに進める必要があります。

○　燃やすごみの中に混入している紙・布類、プラスチック製容器包装等の分別を徹底し、再生利用（リサイクル）の１Ｒをさらに進める必要があります。

○　近年、ごみの排出マナーの低下も見られ、分別の不徹底により、ごみの収集・処理に支障が生じる事案が多発していることや、焼却残渣の資源化に影響が生じるおそれがあることなどから、市民の意識改革による排出マナーの向上と分別の徹底等により、適正排出の取組を進める必要があります。

（２）意識啓発や環境美化、不法投棄等に関する課題

○　排出マナーの向上や分別の徹底等によるごみの減量・資源化及び適正排出や不法投棄対策を推進するためには、市民・事業者に分別方法や収集についての情報を分かりやすく、かつ幅広く提供する必要があります。また、地域全体での環境意識の向上につながる環境教育の充実を図る必要があります。

○　今後、高齢化等を背景として、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯が増加することが懸念されることから、高齢者等への支援のあり方について検討する必要があります。

○　佐渡の豊かで美しい自然を守るため、市民が一丸となった環境美化活動等に引き続き取り組むとともに、県と連携して、不法投棄等防止の啓発に取り組む必要があります。

（３）ごみ処理体制に関する課題

○　ごみ処理施設の整備は長期間を要することから、将来にわたってごみの適正な処理を確保するため、改めて安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築を進めていく必要があります。

○　地震や台風、大雨等の自然災害の発生により生じる災害廃棄物処理について、災害に備えた体制の整備を図る必要があります。

第３章 ごみ処理の理念と目標

３－１ ごみ処理の理念

本市は、「人とトキが共に生きる島づくり」の決意のもと、平成 17 年３月に佐渡市環境基本条例を制定、平成 19 年３月には、「美しい島 佐渡」を将来像とする「佐渡市環境基本計画」を策定しました。

また、平成 29 年３月には、「生命(いのち)あふれる循環の島 ～人とトキが共によりよく生きる島づくり～」を将来像とする「第２次環境基本計画」を策定しました。

特に、廃棄物分野にあっては、３Ｒ活動の推進と適正処理の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減化する「循環型社会」の実現を施策目標とするとともに、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量を削減し、低炭素社会等への取組を進めることとしています。

また、廃棄物処理施設については、循環型社会を構築する基盤として施設整備を計画的に行うとともに、効率的な処理体制の構築に努めることとしています。

一方、国では、第五次環境基本計画において、各地域がその特性を生かした強みを発揮するような地域循環共生圏の創造を掲げ、廃棄物の広域的な処理や施設の集約化等を推進することとしています。

このような中、本市の廃棄物処理施設にあっては、佐渡クリーンセンターや灰溶融固形化施は供用開始から 20 年余りが経過し、南佐渡一般廃棄物最終処分場は平成 30 年度末で約 49%を埋め立てています。

廃棄物処理施設は、整備に 10 年以上はかかると言われており、整備後は数十年にわたり地域において継続使用・管理されることとなります。

このため、中長期的な視点で、安全かつ安定的・効率的な廃棄物処理体制を構築し、地域において必要な廃棄物処理施設の整備を計画的に進めるため、一般廃棄物処理基本計画の策定に先立ち、「廃棄物処理施設整備構想」を取りまとめたところです。

以上のことから、本計画では、ごみの減量と資源循環による「生命(いのち)あふれる循環の島」と、ごみの適正処理と環境美化による「美しい島 佐渡」の実現を理念に掲げ、市民・事業者・市が一体となり、各種取組を進めていきます。

ごみの減量と資源循環による「生命(いのち)あふれる循環の島」の実現

ごみの適正処理と環境美化による「美しい島 佐渡」の実現

３－２　基本方針

本計画の理念を実現するため、３つの基本方針を定めます。

基本方針１　排出マナーの向上と分別の徹底による３Ｒの推進

基本方針２　意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保

基本方針３　安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築

【コラム４】３Ｒ（スリーアール）とは？

３Ｒとは、リデュース、リユース、リサイクルの３つの頭文字をとったものです。

●リデュース（Reduce：発生抑制）出るごみを減らす

●リユース　（Reuse：再使用）そのまま使えるものは何度も使う

●リサイクル（Recycle 再生利用）分別して資源として使う

平成 12 年６月に公布された循環型社会形成推進基本法では、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順で３Ｒの優先順位が定められています。

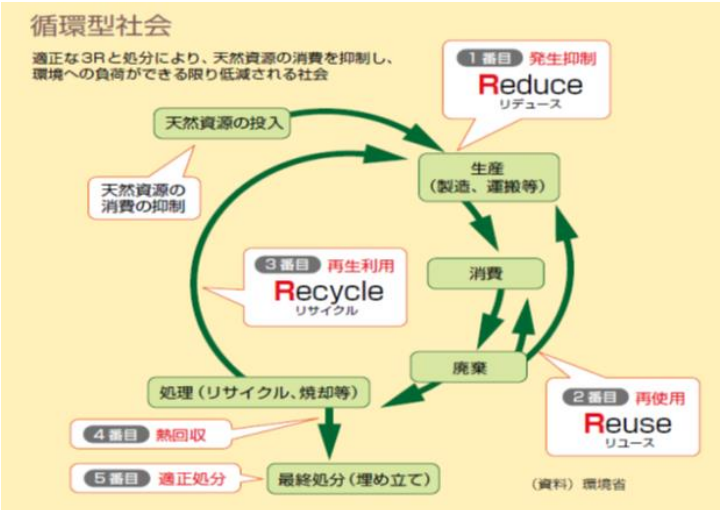

出典：環境省 ３Ｒまなびあいブック（大人向け）

３－３　数値目標

３－３－１　国、県、市の目標値

国、県及び本市の第２次環境基本計画の目標値は表２－17 のとおりです。

表２－17　上位計画の目標値

		目標年度	目標値
国の目標	第四次循環型社会形成推進基本計画		
	１人１日当たりのごみ排出量	R７	850ｇ
	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量		440ｇ
県の目標	第２次資源循環型社会推進計画		
	１人１日当たりのごみ排出量	R２	957ｇ以下
	再生利用を除く１人１日当たりのごみ排出量		700ｇ以下
	再生利用率		27.0%以上
	最終処分率		8.8%以下
市の目標	第２次環境基本計画		
	可燃ごみに占める生ごみの割合	R８	8.0%
	廃棄物排出量		17,800ｔ/年
	１人１日あたりごみ排出量		940ｇ
	リサイクル率		25.0%
	埋立処分量		820ｔ/年

３－３－２　本計画の数値目標

上位計画の佐渡市第２次環境基本計画では、令和８年度を目標年度として目標値を設定していますが、第２章現状と課題で示したとおり、１人１日あたりごみ総排出量が増加傾向にあることなどから、現状では令和８年度の目標を達成することが難しい状況であると考えます。

このため、本計画の達成状況を計る目標については、第２次環境基本計画の令和８年度目標値を本計画の最終目標である令和 12 年度にスライドさせて設定することとしました。本計画における中間目標及び最終目標は、表２－18 のとおりです。

表２－18　数値目標の一覧

区分		R1（実績）	R7（中間目標）	R12（最終目標）
数値目標	１人１日あたりごみ総排出量	1,111ｇ	1,007ｇ	940ｇ
	１人１日あたり家庭系ごみ排出量	762ｇ	674ｇ	603ｇ
	再生利用率	18.6%	22.1%	25.0%
	最終処分量	1,659ｔ/年	706ｔ/年	603ｔ/年
	（参考）最終処分率	（7.5%）	（3.7%）	（3.6%）

３－３－３　１人１日あたりごみ総排出量

１人１日あたりごみ総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量により、令和元年度の 1,111ｇから、令和 12 年度までに 940ｇ以下にすることを目標とします。

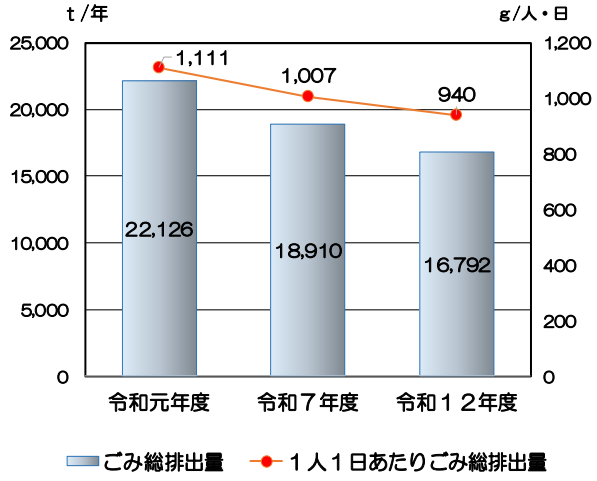

【ごみ減量の取組例】

- ごみをなるべく出さないようなライフスタイルに取り組みます。
- 必要なものを必要な量だけ買います。
- 長く使えるものを選びます。
- ペーパーレス化や裏紙使用する等でコピー用紙の使用量を抑制します。
- 過剰包装はせずに簡易包装に切り替えます。　等

１人１日あたりごみ総排出量は、令和 12 年度までに令和元年度実績から 171ｇ以上減らします。

３－３－４　１人１日あたり家庭系ごみ排出量

１人１日あたり家庭系ごみ排出量は、食品ロスの削減、プラスチック類の減量などにより、令和元年度の 762ｇから、令和１２年度までに 603ｇ以下にすることを目標とします。

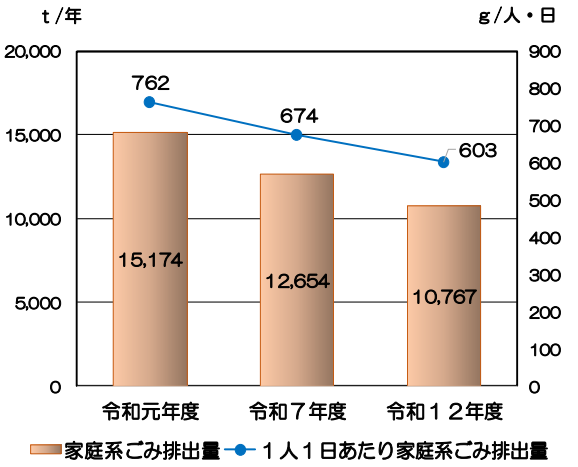

【ごみ減量の取組例】

- 買い物はマイバックを持参します。
- 日用品は、詰め替え商品を選んで購入します。
- マイボトル持参で外出します。
- 料理は、食べきれる量を作り、残さず食べます。
- コンポスト等により生ごみの堆肥化に取り組みます。等

１人１日あたり家庭系ごみ排出量は、令和 12 年までに令和元年度実績から 159ｇ以上減らします。

３－３－５　再生利用率

再生利用率は、ごみ総排出量の減量及び資源ごみの分別の徹底などにより、令和元年度の 18.6%から、令和 12 年度までに 25.0%以上にすることを目標とします。

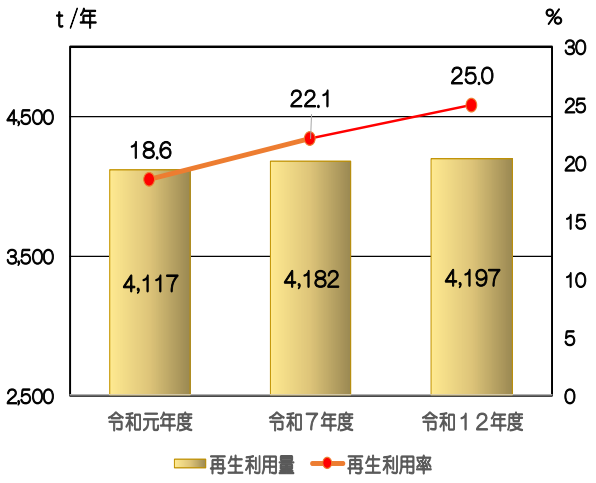

【リサイクルの取組例】

●古紙（新聞紙、チラシ、段ボール、牛乳パック、雑誌）の分別を徹底します。

●プラスチック製容器包装やペットボトル等の分別を徹底します。等

分ければ資源、混ぜればごみをもう一度見直しましょう。

再生利用率は、令和 12 年までに 25.0%以上にします。

３－３－６　最終処分量

最終処分量は、ごみ総排出量の減量及び資源ごみの分別の徹底などにより、令和元年度の 1,659ｔから、令和 12 年度までに 603ｔ以下にすることを目標とします。

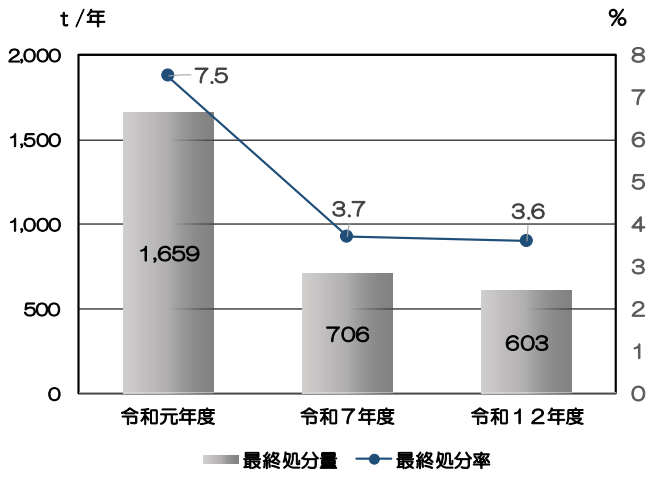

【1,056ｔの目安】

小学校 25mプール
1 杯分の重さ約 300ｔ

プール約３杯分の
最終処分量を
削減できます！

最終処分量は、令和 12 年度までに令和元年度実績から 1,056ｔ以上減らします。

第４章　目標達成に向けた施策

３つの基本方針に基づき、数値目標の達成に向けて、７つの施策を展開し効果的に取組を進めていきます。

基本方針１　排出マナーの向上と分別の徹底による３Ｒの推進

排出マナーの向上や分別の徹底等により３Ｒを推進し、ごみの減量・資源化と適正排出に取り組みます。

【施策１】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量
【施策２】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進

基本方針２　意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保

わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るほか、環境美化活動や不法投棄等防止対策に取り組みます。

【施策３】意識啓発の推進
【施策４】社会環境の変化への対応
【施策５】環境美化・不法投棄対策の推進

基本方針３　安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築

将来にわたってごみの適正な処理を確保するため、改めて安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。

【施策６】将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進
【施策７】災害に備えた体制整備

４－１【施策１】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量

ごみそのものをなるべく出さないようにする発生抑制（リデュース）の取組を最優先で進め、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換に取り組みます。

次いで、繰り返し使う再使用（リユース）の取組を進め、発生抑制・再使用の推進によるごみの減量に取り組みます。

施策１　発生抑制・再使用の推進によるごみの減量

- １－１　発生抑制（リデュース）の推進
- １－２　食品ロスの削減、生ごみの減量
- １－３　再使用（リユース）の推進

４－１－１　発生抑制（リデュース）の推進

資源循環社会への転換を図るには、不要なものは買わない・貰わない、何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、ごみの発生抑制（リデュース）の取組を最優先で進め、ごみの総量を抑制することが重要です。

特に、国は、近年問題となっている「海洋プラスチック」の対策として、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減などの目標を示しています。その動向を踏まえ、発生抑制（リデュース）の中でも特にプラスチックごみの削減に向けた取組を拡大し、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製容器包装・製品のリデュースの徹底
●レジ袋ゼロ運動の推進
●環境にやさしい買い物の普及促進
●マイボトル等の推奨
●指定ごみ袋へのバイオプラスチック袋の導入可能性調査・研究
●ごみ処理手数料の適宜見直し

４－１－２　食品ロスの削減、生ごみの減量

国内において、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」は、平成 29 年度 612 万トンと推計されています。

このような現状を踏まえ、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 10 月１日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行されました。

令和元年度実績の燃やすごみの平均組成（湿重量%、推計値）では、厨芥類が 40.9%を占めています。食品ロスの削減や生ごみの減量はごみ量の削減につながることから、事業者・関係団体等と連携して、食品ロスの削減等に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●【３R活動推進モデル事業】発生抑制（リデュース）モデル事業（P39 参照）
●「３０・１０運動」の推進
●食品ロス削減や生ごみ減量につながる講座の開催や啓発
●小盛メニューの導入や利用者の希望に沿った食事の提供など、宴会や外食時における食べ残し削減の推進
●生ごみの水切りの徹底

【コラム５】食品ロスとは？

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスには、食べ残しや手付かずの食品、調理時の過剰除去が該当します。

日本では、年間 612 万ｔ（平成 29 年度推計値）の食品ロスが発生しています。これは、国民１人１日あたりに換算すると約 132ｇとなり、ごはん茶わん約１杯分を毎日捨てていることに相当します。

食品ロスを減らすためには、食材を買いすぎない、料理を作りすぎない、作った料理を食べきることなど、市民一人ひとりが日常の生活の中でこころがける必要があります。

４－１－３　再使用（リユース）の推進

再使用（リユース）は、３Rのうち発生抑制（リデュース）に次いで優先度が高くなっています。民間事業者等における再使用（リユース）の取組と連携し、不用になったものを捨てるのではなく、繰り返し使う再使用（リユース）に向けて行動しやすい環境の整備に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●【３R活動推進モデル事業】再使用（リユース）モデル事業（P39 参照）
●再使用（リユース）機会の提供

４－２【施策２】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進

家庭系ごみ及び事業系ごみの燃やすごみの中には、資源化可能な紙・布類やプラスチック製容器包装等の混入がまだあることから、さらなる分別の徹底等の取組を進め、再生利用の推進による資源循環に取り組みます。

また、ごみの排出マナーの低下も見られ、分別の不徹底により、ごみの収集・処理に支障が生じる事案が多発していることや、焼却残渣の資源化に影響が生じるおそれがあることなどから、市民の意識改革による排出マナーの向上と分別の徹底等により、適正排出の推進に取り組みます。

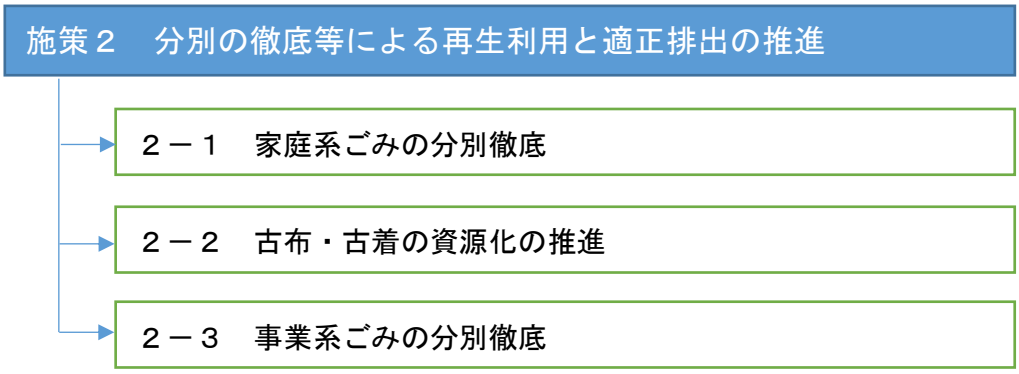

４－２－１　家庭系ごみの分別徹底

令和元年度実績の燃やすごみの平均組成（湿重量%、推計値）では、紙・布類が31.0%を占めています。燃やすごみの中に資源化可能な紙類がまだあることから、さらなる古紙の分別徹底に取り組みます。

プラスチック製容器包装、ペットボトル、使用済小型家電等については、引き続き、資源として再生利用する「リサイクル」の取組が必要であることから、さらなる分別の徹底により資源循環の推進に取り組みます。廃食用油については、拠点回収化に取り組みます。

また、令和元年度実績の燃やすごみの平均組成（湿重量%、推計値）では、不燃物類が0.4%を占めています。燃やすごみに金属類や使用済小型家電等が混入することにより、クリーンセンターの運転や焼却残渣の資源化に影響が生じるおそれがあるため、燃やすごみの分別の徹底に取り組みます。

さらに、近年、リチウムイオン電池の混入による発火事故が他自治体で多発していることから、火災事故等防止のため、リチウムイオン電池や発火性危険ごみの分別の徹底に取り組むとともに、農薬などの危険物が家庭系ごみへ混入しないよう周知徹底に取り組みます。

ごみ集積場における違反ごみ対策については、違反シールの貼付による指導を継続して実施します。違反の多いごみ集積場に対しては、管理者と連携して違反ごみ対策に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●古紙の分別方法や回収拠点の周知
●古紙の効果的な回収方法の検討
●プラスチック製容器包装、ペットボトル等のさらなる分別推進
●使用済小型家電等の拠点回収の利用促進
●資源ごみの多様な排出方法の周知
●廃食用油の拠点回収化
●正しいごみの分別・出し方の周知
●ごみ集積場における違反ごみ対策

４－２－２　古布・古着の資源化の推進

家庭から排出される古布・古着の資源化は、今まで取り組んできませんでしたが、令和元年度実績の燃やすごみの平均組成（湿重量%、推計値）では、紙・布類が 31.0%を占めていることから、古布・古着の資源化に向けてその手法や回収方法等について検討を進めます。

実施・検討すべき主な取組
●古布・古着の資源化の手法や回収方法等の検討

４－２－３　事業系ごみの分別徹底

家庭系ごみと同様に事業系ごみの燃やすごみの中にも資源化可能な紙類等の混入がまだあると推測されることや、市の施設で処理できない産業廃棄物の混入防止のため、事業系ごみの分別の徹底と適正排出の推進に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●【３R活動推進モデル事業】再生利用（リサイクル）モデル事業（P39 参照）
●事業系古紙の効率的なリサイクル体制の検討
●クリーンセンターにおける事業系ごみ搬入車両の内容物検査（展開検査）の実施
●内容物検査（展開検査）結果を踏まえた排出事業者への指導の実施

３Ｒ活動推進モデル事業

【施策１】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量、【施策２】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進について、より効果的に取り組むため、「３Ｒ活動推進モデル事業」を立ち上げ、３Ｒの推進に取り組みます。

○発生抑制（リデュース）モデル事業
- 食材や料理を残さないなどの食品ロス削減による生ごみ減量に関するモデル世帯を募集
- コンポスト、計量器等を無償配付し、生ごみの減量等効果を把握

○再使用（リユース）モデル事業
- 不用品（古着など）の再使用に関するモデル集落等を募集
- 集落等において不用品提供の場を設けるなど、不用品の再使用効果の把握

○再生利用（リサイクル）モデル事業
- 古紙等の資源化に関するモデル事業所を募集
- 事業所において古紙等を分別し資源化業者へ持ち込むなど、古紙等の再生利用効果の把握

４－３【施策３】意識啓発の推進

発生抑制を中心とした３Ｒの取組及び適正排出など、ごみ減量の必要性や分別の方法等に関する情報がより多くの市民・事業者にわかりやすく伝わるよう、適切な情報発信や環境教育の充実に取り組みます。

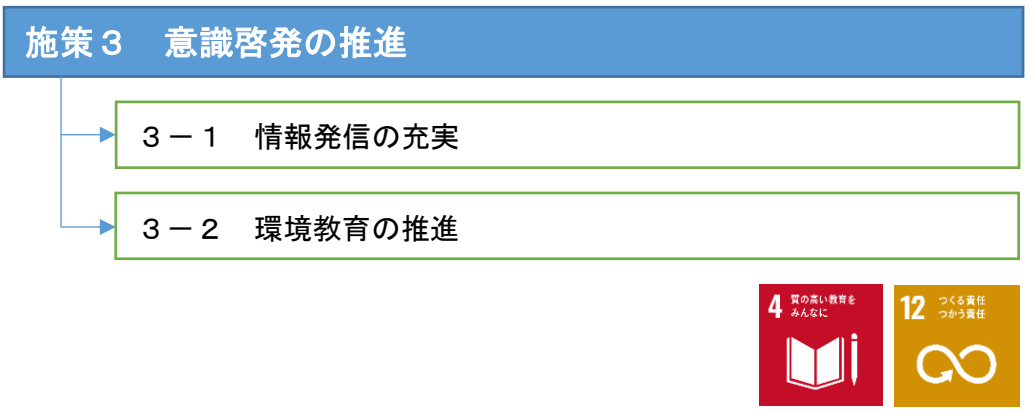

４－３－１　情報発信の充実

「市報さど」や市ホームページのほか、ＳＮＳの活用等、様々な手法によるきめ細やかな情報発信を行い、ひとりでも多くの市民や事業者にごみ減量・リサイクル推進や排出ルールに関する情報が届く工夫を講じていきます。

実施・検討すべき主な取組
●「リサイクルとごみの分別表」、「ごみ収集カレンダー」、「ごみの分別ガイドブック」などによる周知・啓発 ●「市報さど」や市ホームページ、ＳＮＳの活用などによる情報発信 ●災害時等における迅速で的確な情報発信

４－３－２　環境教育の推進

ごみの減量・資源化及び適正排出につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るため、地域全体での環境意識の向上につながる環境教育の充実に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●施設見学の実施 ●イベントにおけるごみ分別の啓発 ●市民環境講座や出前講座の実施 ●環境アドバイザー制度の活用

４－４【施策４】社会環境の変化への対応

今後、超高齢社会の進展や社会情勢の変化などにより、日常的なごみ出しやごみ集積場の管理が困難になることなどが懸念されます。そうした課題への対応に向けて、高齢者等への支援など持続可能なあり方を検討していきます。

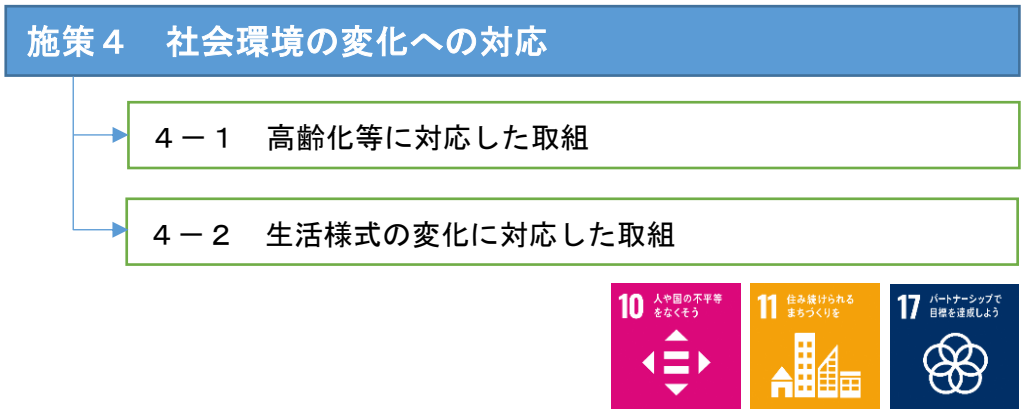

４－４－１　高齢化等に対応した取組

高齢化等を背景として、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯が増加することや、地域コミュニティによるごみ集積場の管理が困難になるなど、様々な問題が懸念されます。

そうした課題への対応に向けて、国の動向や他自治体の状況等を注視し、高齢者等への支援のあり方について検討していきます。

実施・検討すべき主な取組
●高齢者等への支援のあり方について検討

４－４－２　生活様式の変化に対応した取組

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活様式の変化等により、ごみの排出についても様々な影響が及ぶことも考えられます。

そうした社会状況の変化等を把握したうえ、課題解決に向け、必要な対策に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●社会状況の変化等の把握と課題に応じた対策の実施

４－５【施策５】環境美化・不法投棄対策の推進

ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、自然環境に及ぼす影響も危惧されていることから、清潔で美しい島づくりを推進することが重要です。

「美しい島 佐渡」を目指し、市民・事業者・市の協働により全市を挙げた環境美化・不法投棄対策等の推進に取り組みます。

４－５－１　地域の環境美化の推進

「美しい島 佐渡」を目指し、佐渡市民が一丸となった環境美化活動に引き続き取り組むとともに、地域・団体等のボランティア清掃における支援についても継続して取り組みます。

そうした環境美化活動への参加を通して、市民一人ひとりの環境美化意識やポイ捨ての抑制といったマナーが向上するよう意識啓発に取り組みます。

また、違反ごみ対策をはじめとしたごみ集積場等の環境美化については、地域と連携しながら、課題解決に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●佐渡市一斉清掃、佐渡市一斉清掃＋(プラス)、佐渡クリーンアップ大作戦の実施
●地域・団体等のボランティア清掃における支援
●環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発
●ごみ集積場における違反ごみ対策

４－５－２　不法投棄等の防止

廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理について、県や警察と連携しながら不法投棄等をさせない許さない環境づくりの醸成に取り組みます。

また、不法投棄監視員によるパトロールや防止看板の設置等により、不法投棄等防止対策に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組

●不法投棄監視員によるパトロールの実施

●不法投棄防止看板の設置

不法投棄防止マグネットステッカーを公用車等のドアや背面等に貼り市内を走行

○公用車
○市職員、不法投棄監視員、市民の自家用車
○佐渡を美しくする会等の構成員の社用車　等

チラシの配布

４－５－３　海岸漂着物等対策の推進

四方を海に囲まれた日本の海岸には、国内外から海に流れ出た大量のごみが漂着しており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（5mm 以下の微細なプラスチックごみ）による海洋生態系への影響が懸念されています。

そのような中、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、平成 21 年７月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が施行されました。この法律に基づき、県は、平成 25 年 10 月に「新潟県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

本市では、県の計画に沿って、海岸管理者・市民・民間団体等と互いに連携・協力して、それぞれの役割分担の下、海岸漂着物等対策に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●佐渡市一斉清掃、佐渡市一斉清掃＋(プラス)、佐渡クリーンアップ大作戦の実施 ●地域・団体等のボランティア清掃における支援 ●3R の推進や不法投棄・ポイ捨ての防止

【コラム6】新潟県における海岸漂着物の状況は？

○1ヶ月間に堆積する海岸漂着物等の量

平成 23 年度に県内6ヶ所の海岸で、一定期間に堆積する海岸漂着物量の調査を行い、その調査結果を基に、新潟県全体で約 1,450ｔ/月（上中下越地域で約 1,420ｔ/月、佐渡・粟島地域で約 30ｔ/月）の海岸漂着物量があると推計されています。

○県内海岸に漂着した海岸漂着物の特徴（冬季）

■種類（材質）別の割合

調査期間内に堆積した漂着物を回収し、種類を調べたところ、上中下越地域では流木の漂着が最も多く、全体の 49%を占めました。次いで、多かったのはプラスチック類の 25%となりました。

佐渡地域（素浜海岸）では、上中下越地域とは異なり、人工物が全体の 86%を占めました。中でもプラスチック類は全体の 76%と、高い割合を示しました。

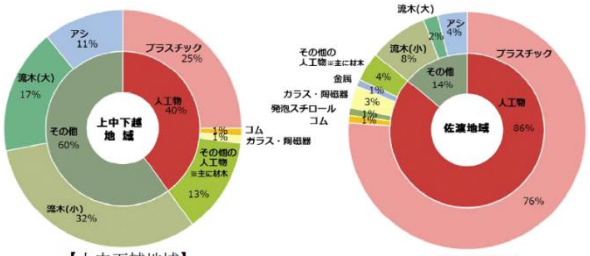

冬季に堆積した海岸漂着物等の種類別割合（重量比）

※流木(大)は長さが 80cm を超えるもの

■表示言語別の割合

上中下越地域では、言語表記のあった海岸漂着物等のうち 72%は日本語表記であり、28%が外国語表記でした。佐渡地域（素浜海岸）では、55%が日本語表記、45%が外国語表記でした。いずれの地域でも、日本語表記の海岸漂着物等が過半を占めました。

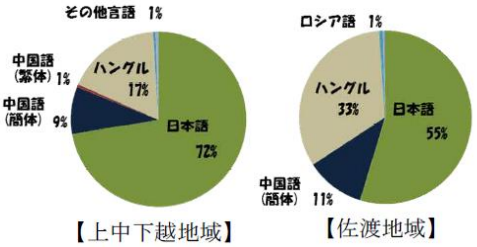

冬季に堆積した海岸漂着物等の表示言語別割合（個数比）

※上中下越地域：荒井浜海岸(胎内市)、浦浜海岸(新潟市)、野積海岸(長岡市)、井鼻・久田海岸(出雲崎町)、直江津港西海岸(上越市)
佐渡地域　：素浜海岸(佐渡市)

出典：新潟県海岸漂着物対策推進地域計画 平成 25 年 10 月

４－６【施策６】将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進

収集運搬については、今後の社会経済状況の変化に対応しつつ、将来にわたって継続性が確保される体制の構築に向け、収集方法や運搬体制のあり方について検討していきます。

また、処理施設については、現有施設の老朽化による維持管理コストの増大が見込まれることや施設の機能面での低下が懸念されることから、安全で安定的・効率的な処理体制の構築に向けて、廃棄物処理施設整備構想を踏まえ、将来を見据えた施設整備の推進に取り組みます。

施策６　将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進

- ６－１　収集運搬体制の検討
- ６－２　佐渡クリーンセンターの長寿命化
- ６－３　灰溶融固形化施設の廃止
- ６－４　南佐渡一般廃棄物最終処分場の延命化
- ６－５　中継施設のあり方の検討
- ６－６　次期のごみ処理施設及び最終処分場の整備に向けた取組

４－６－１　収集運搬体制の検討

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や市民・事業者のニーズの変化を踏まえ、将来にわたって安定的な収集運搬の継続について、収集方法や運搬体制のあり方を検討していきます。

実施・検討すべき主な取組
●将来のごみ収集体制のあり方についての検討

４－６－２　佐渡クリーンセンターの長寿命化

ごみの焼却施設及び粗大ごみ処理施設として稼働している佐渡クリーンセンターについては、供用開始から 23 年が経過しており、施設の老朽化による大規模な修繕が必要となることから、令和７年度から令和９年度にかけて延命化工事（基幹的設備改良工事）を行い、令和 24 年度まで供用可能となるよう長寿命化を行います。

実施・検討すべき主な取組
●佐渡クリーンセンター 実施予定年度、整備概要等：令和７～９年度、延命化工事（基幹的設備改良工事）

４－６－３　灰溶融固形化施設の廃止

灰溶融固形化施設については、供用開始から 19 年が経過しており、施設の老朽化による大規模な修繕が必要となることや、溶融処理後に生成される溶融スラグについて建設資材としての利用が進まない状況等であることから、令和３年度末をもって施設を廃止します。

なお、佐渡クリーンセンターから排出される焼却残渣については、令和４年度から市外において民間処理委託により資源化等を行います。そのため、令和３年度に佐渡クリーンセンターの灰出設備改修工事を行います。

実施・検討すべき主な取組
●灰溶融固形化施設 実施予定年度、整備概要等：令和３年度末、施設廃止 令和５年度以降、施設解体工事 ●佐渡クリーンセンター 実施予定年度、整備概要等：令和３年度、灰出設備改修工事 ●焼却残渣の市外への民間処理委託（資源化等）

４－６－４　南佐渡一般廃棄物最終処分場の延命化

南佐渡一般廃棄物最終処分場については、佐渡クリーンセンターから排出される不燃残渣、火災後の残渣、及び災害廃棄物の処理残渣等を埋立てることとし、令和 23 年度末を目途に可能な限り延命化します。なお、今後の埋立状況を見ながら、必要に応じて不燃残渣等についても市外への民間処理委託を検討していくこととします。

実施・検討すべき主な取組
●南佐渡一般廃棄物最終処分場 実施予定年度、整備概要等：令和 23 年度末目処、埋立処分終了の見込み 令和 24 年度以降、最終覆土工事 ●不燃残渣等の市外への民間処理委託の検討

４－６－５　中継施設のあり方の検討

両津クリーンセンター及び南佐渡クリーンセンターについては、ごみの焼却等の処理を停止して市民等がごみを直接搬入する施設として使用しています。

中継施設（両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンター）については、本計画期間内に中継施設のあり方について検討していきます。

実施・検討すべき主な取組
●中継施設のあり方についての検討

４－６－６　次期のごみ処理施設及び最終処分場の整備に向けた取組

次期ごみ処理施設については、令和 25 年度以降の供用開始を目指すこととします。

また、次期最終処分場については、令和 24 年度以降の供用開始を目指して、計画的な整備に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●次期ごみ処理施設 実施予定年度、整備概要等：令和 25 年度以降、施設供用開始 ●次期最終処分場 実施予定年度、整備概要等：令和 7 年度目処、建設用地の決定 令和 24 年度以降、施設供用開始

４－７【施策７】災害に備えた体制整備

地震や台風・大雨等の災害時において、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、「佐渡市災害廃棄物処理計画」に基づき具体の手順を定めるマニュアルの整備や関係団体との連携強化を図る等、災害発生への備えに取り組みます。

施策７　災害に備えた体制整備

- ７－１　災害廃棄物処理計画に基づく体制整備
- ７－２　災害時も稼働できる処理施設の整備

４－７－１　災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

地震や台風、大雨等の自然災害の発生により生じる災害廃棄物処理について、佐渡市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、マニュアルを整備するとともに、民間団体等との協定の締結や災害発生時に備えた対策の検討を進める等、災害に備えた体制の整備に取り組みます。

実施・検討すべき主な取組
●災害廃棄物処理マニュアルの整備
●民間団体等との災害協力に関する協定の締結と災害発生時に備えた対策の検討
●災害廃棄物処理における人材育成（図上訓練等の実施）

４－７－２　災害時も稼働できる処理施設の整備

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、佐渡クリーンセンターの長寿命化の際には、施設周辺の旧最終処分場跡地に太陽光発電を導入して再生可能エネルギーを活用した電力の供給確保を図るなど、災害時においても稼働できる施設整備について検討します。

実施・検討すべき主な取組
●佐渡クリーンセンター周辺の旧最終処分場跡地への太陽光発電導入の検討
●災害時においても稼働できる施設整備の検討

３　生活排水処理基本計画

第１章　生活排水処理の現状

１－１　生活排水の排出状況

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水（台所や風呂等からの排水）の２つに大別されます。

し尿は、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、し尿受入施設において全量処理されています。

生活雑排水は、公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理されています。単独処理浄化槽及びし尿汲み取りは、生活雑排水を未処理で河川などの公共用水域に放流しています。

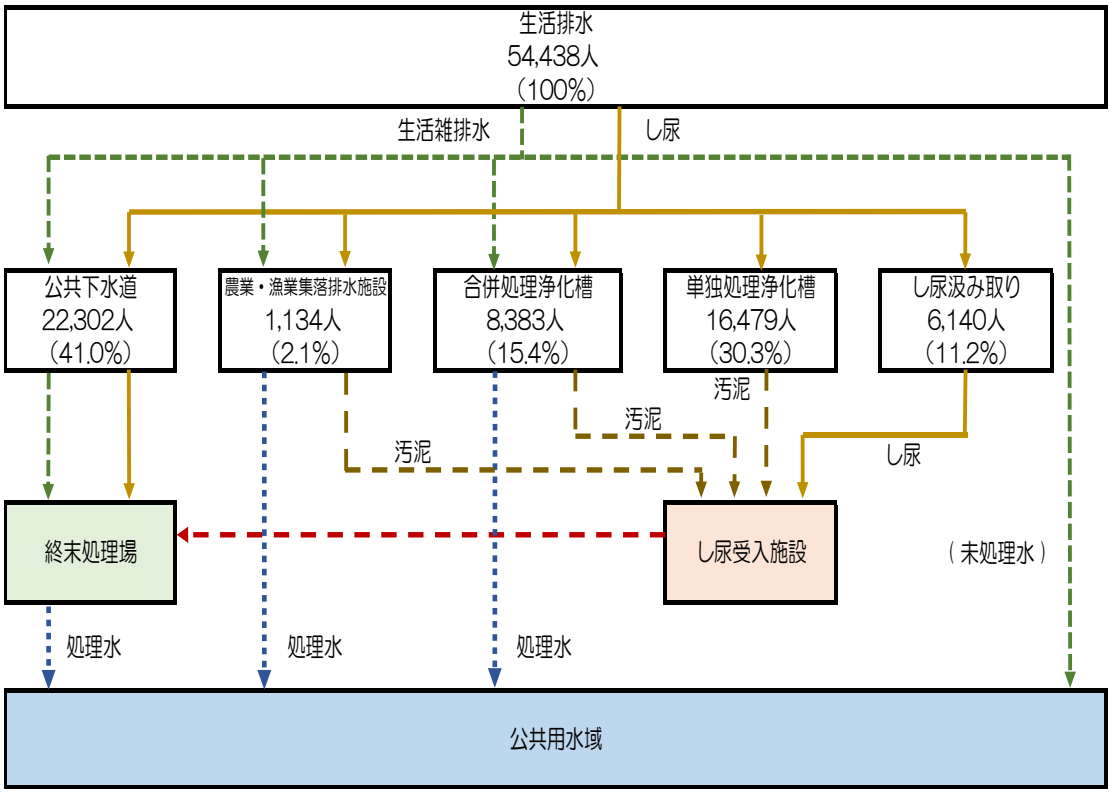

図３－１　令和元年度における生活排水の処理体系

令和元年度の処理形態別人口について、計画処理区域内人口 54,438 人のうち、58.5%（31,819 人）は、し尿及び生活雑排水を処理して公共用水域に放流しています。

また、公共下水道の普及などにより、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は年々減少しています。

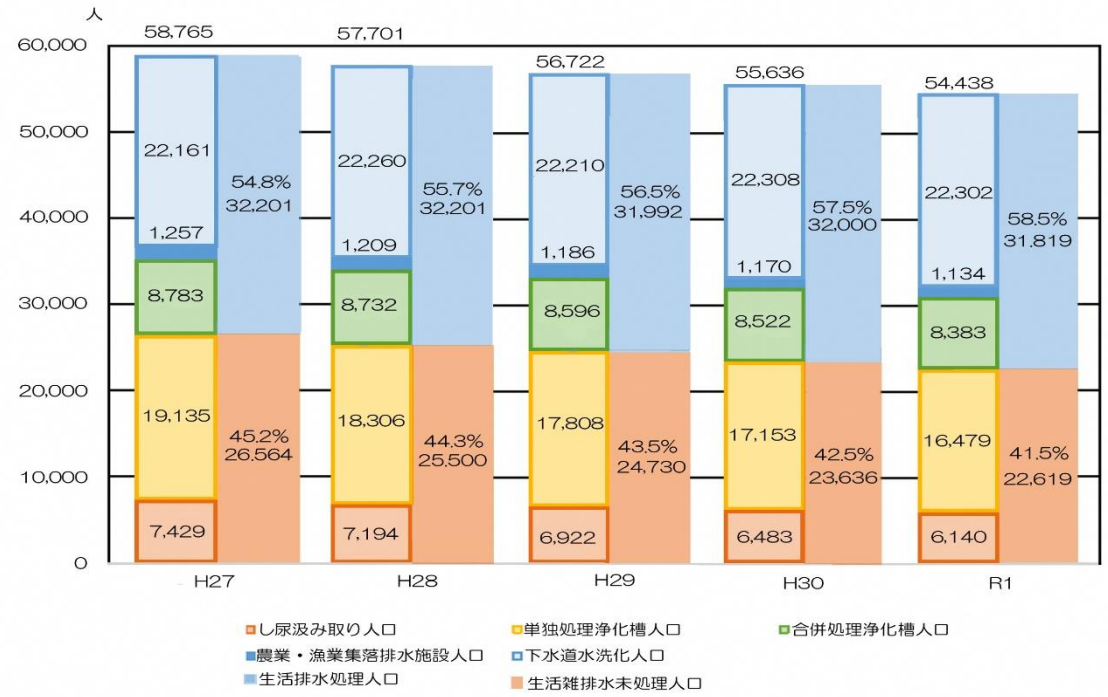

図３－２　生活排水の処理形態別人口の状況

表３－１　生活排水の処理形態別人口の状況

項　目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	人	58,765	57,701	56,722	55,636	54,438
	%	100	100	100	100	100
生活排水処理人口	人	32,201	32,201	31,992	32,000	31,819
	%	54.8	55.7	56.5	57.5	58.5
下水道水洗化人口	人	22,161	22,260	22,210	22,308	22,302
	%	37.7	38.5	39.2	40.1	41.0
浄化槽人口	人	29,175	28,247	27,590	26,845	25,996
	%	49.7	48.9	48.7	48.2	47.8
農業・漁業集落排水施設	人	1,257	1,209	1,186	1,170	1,134
	%	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
合併処理浄化槽	人	8,783	8,732	8,596	8,522	8,383
	%	15.0	15.1	15.2	15.3	15.4
単独処理浄化槽	人	19,135	18,306	17,808	17,153	16,479
	%	32.6	31.7	31.4	30.8	30.3
し尿汲み取り人口	人	7,429	7,194	6,922	6,483	6,140
	%	12.6	12.6	12.1	11.7	11.2
生活雑排水未処理人口	人	26,564	25,500	24,730	23,636	22,619
	%	45.2	44.3	43.5	42.5	41.5

１－２　し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿の収集運搬は、市が委託する事業者により実施し、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく許可業者が実施しています。

し尿処理施設は、平成 26 年６月に竣工したし尿受入施設の１施設が稼働しており、し尿及び浄化槽汚泥の前処理を行い、隣接する下水道終末処理場へ移送し処理しています。

し尿・浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道の普及などにより、年々減少傾向にあります。

表３－２　し尿処理施設の概要

施設名称	し尿受入施設
受入種別	し尿、浄化槽汚泥
処理方式	下水投入方式
処理能力	58kL/日
竣工	平成 26 年６月

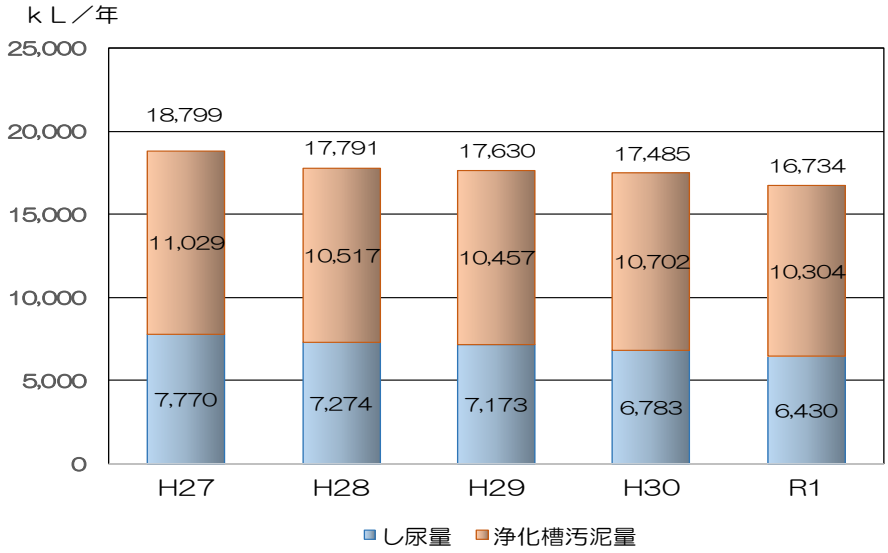

図３－３　し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

表３－３　し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

項　目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
し尿量	kL/年	7,770	7,274	7,173	6,783	6,430
浄化槽汚泥量	kL/年	11,029	10,517	10,457	10,702	10,304
合　計	kL/年	18,799	17,791	17,630	17,485	16,734

１－３　生活排水処理の主体

生活排水の処理主体は、表３－４に示すとおりです。

表３－４　生活排水処理主体

区　分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	佐渡市
農業・漁業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	佐渡市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿汲み取り	し尿	佐渡市

第２章 生活排水処理の理念と目標

２－１　生活排水処理の理念

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の良好な水環境づくりが望まれています。

本計画では、快適な生活環境と良好な水辺の形成による「生命(いのち)あふれる循環の島」の実現を理念に掲げ、市民・事業者・市が一体となり、各種取組を進めていきます。

快適な生活環境と良好な水辺の形成による「生命(いのち)あふれる循環の島」の実現

２－２ 基本方針

本計画の理念を実現するため、３つの基本方針を定めます。

基本方針１　地域の状況に合わせた生活排水処理の推進

基本方針２　安全かつ安定的・効率的なし尿処理体制の構築

基本方針３　水環境保全のための意識啓発の推進

２－３ 数値目標

２－３－１　生活排水処理の目標

公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、令和 12 年度の生活排水処理率 84.1%を目標とします。

計画処理区域は市内全域とし、関係法令の改正や関連計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行います。

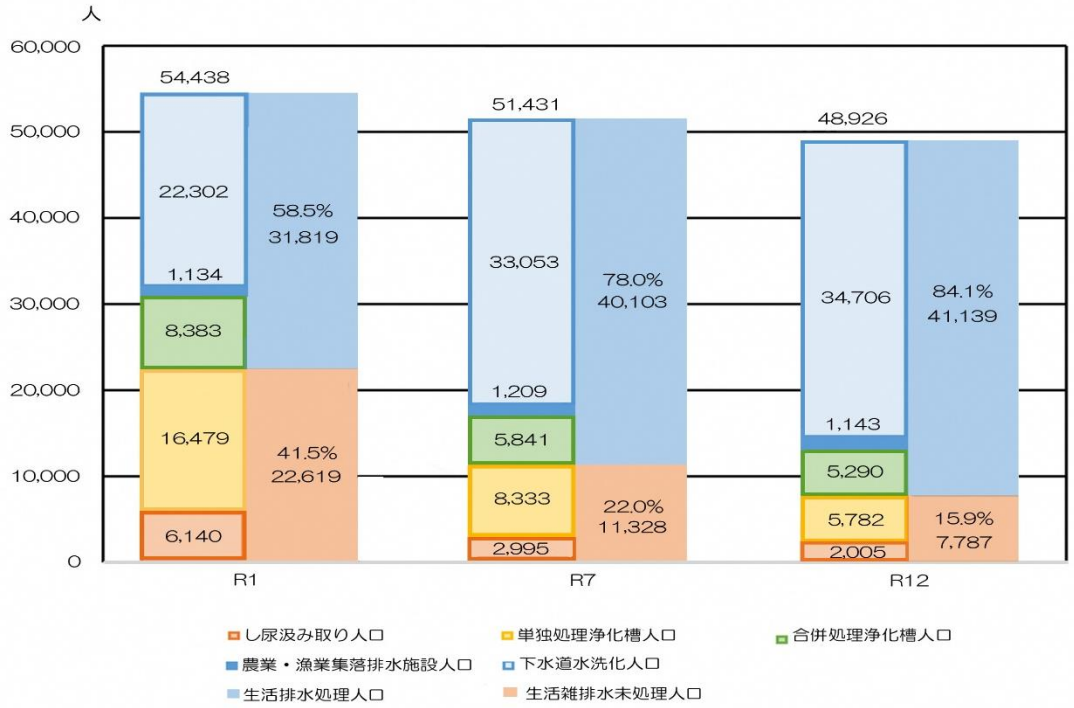

図３－４　目標年度における生活排水の処理形態別人口

表３－５　目標年度における生活排水の処理形態別人口

項　目	単位	令和元年度 実績	令和7年度 中間目標	令和１２年度 最終目標
計画処理区域内人口	人	54,438	51,431	48,926
	%	100	100	100
生活排水処理人口	人	31,819	40,103	41,139
	%	58.5	78.0	84.1
下水道水洗化人口	人	22,302	33,053	34,706
	%	41.0	64.3	71.0
浄化槽人口	人	25,996	15,383	12,215
	%	47.8	29.9	24.9
農業・漁業 集落排水施設	人	1,134	1,209	1,143
	%	2.1	2.3	2.3
合併処理浄化槽	人	8,383	5,841	5,290
	%	15.4	11.4	10.8
単独処理浄化槽	人	16,479	8,333	5,782
	%	30.3	16.2	11.8
し尿汲み取り人口	人	6,140	2,995	2,005
	%	11.2	5.8	4.1
生活雑排水未処理人口	人	22,619	11,328	7,787
	%	41.5	22.0	15.9

２－３－２　し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

し尿汲み取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥の発生量も減少が見込まれます。

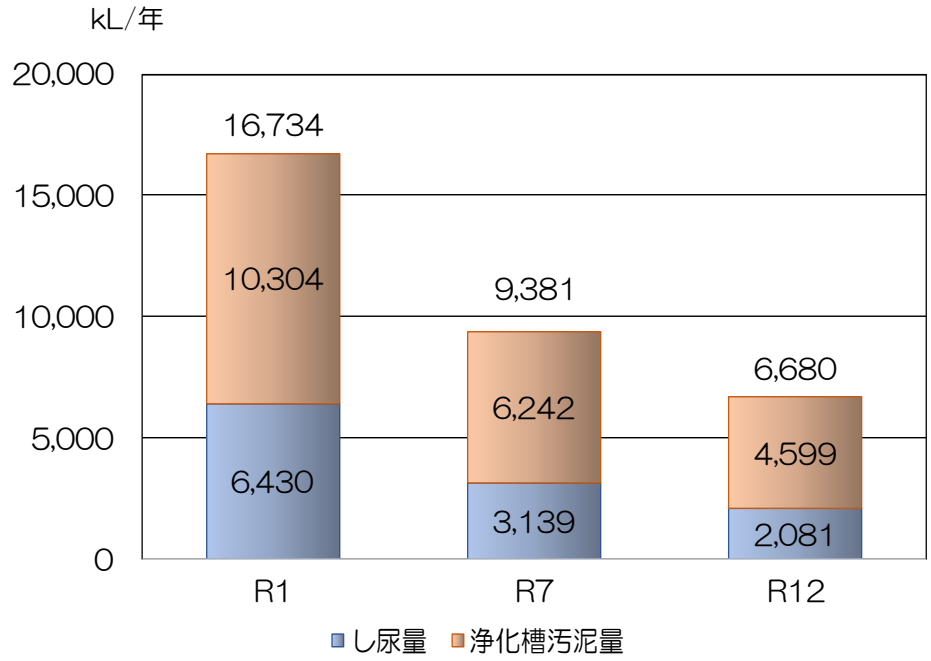

図３－５ 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の発生量

表３－６ 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の発生量

項　目	単位	令和元年度 実績		令和7年度 中間目標		令和１２年度 最終目標	
		年間量	日量	年間量	日量	年間量	日量
し尿量	ｋＬ	6,430	17.6	3,139	8.6	2,081	5.7
浄化槽汚泥量	ｋＬ	10,304	28.2	6,242	17.1	4,599	12.6
合　計	ｋＬ	16,734	45.8	9,381	25.7	6,680	18.3

第３章 目標達成に向けた施策

３つの基本方針に基づき、数値目標の達成に向けて、４つの施策を展開し効果的に取組を進めていきます。

基本方針１　地域の状況に合わせた生活排水処理の推進

水環境を保全し、安全かつ快適に過ごせるよう、地域の状況に合わせて公共下水道及び合併処理浄化槽を計画的に整備し、生活排水処理の推進に取り組みます。

【施策１】公共下水道等への接続の推進
【施策２】合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

基本方針２　安全かつ安定的・効率的なし尿処理体制の構築

収集運搬については、公共下水道の普及などにより、し尿・浄化槽汚泥の収集世帯が減少傾向にあることから、将来にわたって継続性が確保される体制の構築に向け、収集運搬体制のあり方について検討していきます。

また、処理施設については、廃棄物処理施設整備構想を踏まえ、現行の下水投入方式であるし尿受入施設を継続することとします。

【施策３】収集運搬体制の検討

基本方針３　水環境保全のための意識啓発の推進

生活排水処理の必要性等について啓発を行い、市民の水環境保全に対する意識の向上に取り組みます。

【施策４】市民への意識啓発の推進

３－１【施策１】公共下水道等への接続の推進

公共下水道等により生活排水を処理する区域においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、接続率の向上に取り組みます。

３－２【施策２】合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

合併処理浄化槽により生活排水を処理する区域においては、補助金の交付などによる単独処理浄化槽からの転換をはじめ、合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。

また、設置世帯に対し、浄化槽管理の重要性等について指導・啓発を行い、適正な維持管理の徹底に取り組みます。

３－３【施策３】収集運搬体制の検討

公共下水道の普及などにより、し尿・浄化槽汚泥の収集世帯は減少傾向にあることから、将来にわたって安定的な収集運搬の継続について、収集運搬体制のあり方を検討していきます。

３－４【施策４】市民への意識啓発の推進

生活排水対策の必要性や公共下水道等及び浄化槽の効果・役割について啓発を行い、市民の水環境保全に対する意識の向上に取り組みます。

4　巻末資料

1－1　ごみ量推計

ごみ量推計については、人口減少分及びこれまでの傾向でごみ量が推移すると仮定し、単純推計をしました。

そこから、施策実施による効果を見込み、令和７年度の中間目標及び令和 12 年度の最終目標を設定しています。

本計画期間中は、実績と目標を比較することにより、施策の達成状況を確認していきます。

項　目	単位	令和元年度	令和7年度		令和12年度	
		実績	単純推計	中間目標	単純推計	最終目標
人口	人	54,438	51,431		48,926	
１人１日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,111	1,104	1,007	1,111	940
１人１日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	762	750	674	755	603
再生利用率	%	18.6	18.3	22.1	18.3	25.0
最終処分量	トン/年	1,659	1,110	706	1,078	603

１－１－１　ごみ量単純推計値

単位：トン

項　目				実績値	予測値				
				R１	R２	R３	R４	R５	R６
人口（人）				54,438	53,893	53,436	52,935	52,434	51,933
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	12,274	12,109	12,038	11,950	11,891	11,764
			燃やさないごみ	476	473	475	476	477	474
			発火性危険ごみ	-	9	9	9	9	9
			粗大ごみ	46	45	47	48	48	49
			計	12,796	12,636	12,569	12,483	12,425	12,296
		資源ごみ		1,989	1,963	1,947	1,928	1,915	1,892
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	959	956	956	954	958	953
			燃やさないごみ	147	144	145	148	149	150
			発火性危険ごみ	-	5	5	5	5	5
			粗大ごみ	571	447	443	439	436	430
			その他（火災残渣等）	773	549	531	510	493	472
			計	2,450	2,101	2,080	2,056	2,041	2,010
		資源ごみ		280	291	291	292	292	290
合計				17,515	16,991	16,887	16,759	16,673	16,488
	家庭系ごみ			15,174	14,663	14,575	14,465	14,392	14,232
	資源ごみ			2,269	2,254	2,238	2,220	2,207	2,182
	海岸漂着ごみ（外国由来、推計）			72	74	74	74	74	74
事業系ごみ	許可	ごみ	燃やすごみ	2,095	2,079	2,073	2,065	2,063	2,051
			燃やさないごみ	21	19	20	20	22	22
			発火性危険ごみ	-	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	6	4	4	4	4	4
			計	2,122	2,103	2,098	2,090	2,090	2,078
		資源ごみ		46	45	45	44	42	42
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	1,992	1,973	1,950	1,928	1,911	1,884
			燃やさないごみ	98	95	98	99	101	103
			発火性危険ごみ	-	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	253	248	244	240	236	231
			計	2,343	2,317	2,293	2,268	2,249	2,219
		資源ごみ		100	130	129	128	127	125
合計				4,611	4,595	4,565	4,530	4,508	4,464
	事業系ごみ			4,465	4,420	4,391	4,358	4,339	4,297
	資源ごみ			146	175	174	172	169	167
ごみ総排出量				22,126	21,586	21,452	21,289	21,181	20,952

項　目	単位	R１	R２	R３	R４	R５	R６
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,111	1,097	1,100	1,102	1,104	1,105
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	762	745	747	749	750	751
再生利用率	%	18.6	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
最終処分量	t/年	1,659	1,137	1,132	1,127	1,124	1,116

単位：トン

項　目				予測値					
				R７	R８	R９	R１０	R１１	R１２
人口（人）				51,431	50,930	50,429	49,928	49,427	48,926
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	11,667	11,568	11,501	11,366	11,265	11,161
			燃やさないごみ	472	471	472	468	465	462
			発火性危険ごみ	9	9	8	8	8	8
			粗大ごみ	49	48	50	49	49	48
			計	12,197	12,096	12,031	11,891	11,787	11,679
		資源ごみ		1,875	1,857	1,844	1,821	1,802	1,786
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	954	952	954	949	949	946
			燃やさないごみ	151	151	152	152	150	150
			発火性危険ごみ	5	5	5	5	5	5
			粗大ごみ	426	422	419	414	410	405
			その他（火災残渣等）	454	435	419	399	382	364
			計	1,990	1,965	1,949	1,919	1,896	1,870
		資源ごみ		289	288	286	284	283	280
合計				16,351	16,206	16,110	15,915	15,768	15,615
	家庭系ごみ			14,113	13,987	13,906	13,736	13,609	13,475
	資源ごみ			2,164	2,145	2,130	2,105	2,085	2,066
	海岸漂着ごみ（外国由来、推計）			74	74	74	74	74	74
事業系ごみ	許可	ごみ	燃やすごみ	2,042	2,034	2,030	2,016	2,006	1,997
			燃やさないごみ	23	23	23	25	24	24
			発火性危険ごみ	1	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	4	4	4	4	4	4
			計	2,070	2,062	2,058	2,046	2,035	2,026
		資源ごみ		41	39	39	38	38	38
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	1,862	1,842	1,825	1,801	1,781	1,727
			燃やさないごみ	104	105	104	105	105	106
			発火性危険ごみ	1	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	225	221	218	213	209	205
			計	2,192	2,169	2,148	2,120	2,096	2,039
		資源ごみ		124	125	124	122	121	120
合計				4,427	4,395	4,369	4,326	4,290	4,223
	事業系ごみ			4,262	4,231	4,206	4,166	4,131	4,065
	資源ごみ			165	164	163	160	159	158
ごみ総排出量				20,778	20,601	20,479	20,241	20,058	19,838

項　目	単位	R７	R８	R９	R１０	R１１	R１２
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,104	1,108	1,113	1,111	1,109	1,111
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	750	752	755	754	752	755
再生利用率	%	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
最終処分量	t/年	1,110	1,104	1,101	1,092	1,086	1,078

１－１－２　ごみ量目標達成時予測

単位：トン

項　目				実績値	予測値				
				R１	R２	R３	R４	R５	R６
人口（人）				54,438	53,893	53,436	52,935	52,434	51,933
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	12,274	12,001	11,729	11,456	11,184	10,912
			燃やさないごみ	476	459	453	447	442	435
			発火性危険ごみ	-	9	9	9	9	9
			粗大ごみ	46	45	45	44	43	43
			計	12,796	12,514	12,236	11,956	11,678	11,399
		資源ごみ		1,989	1,997	2,004	2,012	2,020	2,027
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	959	936	916	896	876	855
			燃やさないごみ	147	139	137	134	131	129
			発火性危険ごみ	-	5	5	5	5	5
			粗大ごみ	571	431	417	404	391	377
			その他（火災残渣等）	773	389	379	369	360	350
			計	2,450	1,900	1,854	1,808	1,763	1,716
		資源ごみ		280	282	283	285	286	288
合計				17,515	16,693	16,377	16,061	15,747	15,430
	家庭系ごみ			15,174	14,340	14,016	13,690	13,367	13,041
	資源ごみ			2,269	2,279	2,287	2,297	2,306	2,315
	海岸漂着ごみ（外国由来、推計）			72	74	74	74	74	74
事業系ごみ	許可	ごみ	燃やすごみ	2,095	2,050	2,015	1,978	1,950	1,909
			燃やさないごみ	21	20	20	20	20	20
			発火性危険ごみ	-	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	6	5	5	5	5	5
			計	2,122	2,076	2,041	2,004	1,976	1,935
		資源ごみ		46	53	59	66	73	78
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	1,992	1,867	1,777	1,689	1,610	1,526
			燃やさないごみ	98	95	93	91	89	87
			発火性危険ごみ	-	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	253	240	229	216	202	190
			計	2,343	2,203	2,100	1,997	1,902	1,804
		資源ごみ		100	110	122	133	143	153
合計				4,611	4,442	4,322	4,200	4,094	3,970
	事業系ごみ			4,465	4,279	4,141	4,001	3,878	3,739
	資源ごみ			146	163	181	199	216	231
ごみ総排出量				22,126	21,135	20,699	20,261	19,841	19,400

項　目	単位	R１	R２	R３	R４	R５	R６
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,111	1,074	1,061	1,049	1,034	1,023
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	762	729	719	709	697	688
再生利用率	%	18.6	18.6	18.7	19.1	19.5	19.9
最終処分量	t/年	1,659	1,164	1,134	770	751	731

単位：トン

項　目				予測値					
				R７	R８	R９	R１０	R１１	R１２
人口（人）				51,431	50,930	50,429	49,928	49,427	48,926
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	10,586	10,253	9,920	9,588	9,255	8,929
			燃やさないごみ	428	416	404	392	379	367
			発火性危険ごみ	9	9	8	8	8	8
			粗大ごみ	42	42	41	40	40	39
			計	11,065	10,720	10,373	10,028	9,682	9,343
		資源ごみ		2,035	2,072	2,108	2,144	2,181	2,232
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	830	815	801	786	772	757
			燃やさないごみ	126	124	123	122	121	120
			発火性危険ごみ	5	5	5	5	5	5
			粗大ごみ	364	356	348	340	333	325
			その他（火災残渣等）	338	330	320	311	301	291
			計	1,663	1,630	1,597	1,564	1,532	1,498
		資源ごみ		292	297	302	308	313	318
合計				15,055	14,719	14,380	14,044	13,708	13,391
	家庭系ごみ			12,654	12,276	11,896	11,518	11,140	10,767
	資源ごみ			2,327	2,369	2,410	2,452	2,494	2,550
	海岸漂着ごみ（外国由来、推計）			74	74	74	74	74	74
事業系ごみ	許可	ごみ	燃やすごみ	1,873	1,796	1,719	1,643	1,566	1,498
			燃やさないごみ	20	19	19	19	19	19
			発火性危険ごみ	1	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	4	4	4	4	4	4
			計	1,898	1,820	1,743	1,667	1,590	1,522
		資源ごみ		84	96	108	119	131	143
	直接搬入	ごみ	燃やすごみ	1,450	1,427	1,394	1,361	1,328	1,295
			燃やさないごみ	85	84	83	82	81	81
			発火性危険ごみ	1	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	176	171	168	165	160	154
			計	1,712	1,683	1,646	1,609	1,570	1,531
		資源ごみ		161	172	180	187	195	205
合計				3,855	3,771	3,677	3,582	3,486	3,401
	事業系ごみ			3,610	3,503	3,389	3,276	3,160	3,053
	資源ごみ			245	268	288	306	326	348
ごみ総排出量				18,910	18,490	18,057	17,626	17,194	16,792

項　目	単位	R７	R８	R９	R１０	R１１	R１２
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,007	995	978	967	950	940
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	674	660	646	632	616	603
再生利用率	%	22.1	22.6	23.1	23.0	24.3	25.0
最終処分量	t/年	706	688	665	644	622	603

１－１－３　中間目標達成時のごみ処理フロー（令和７年度）

単位：トン/年

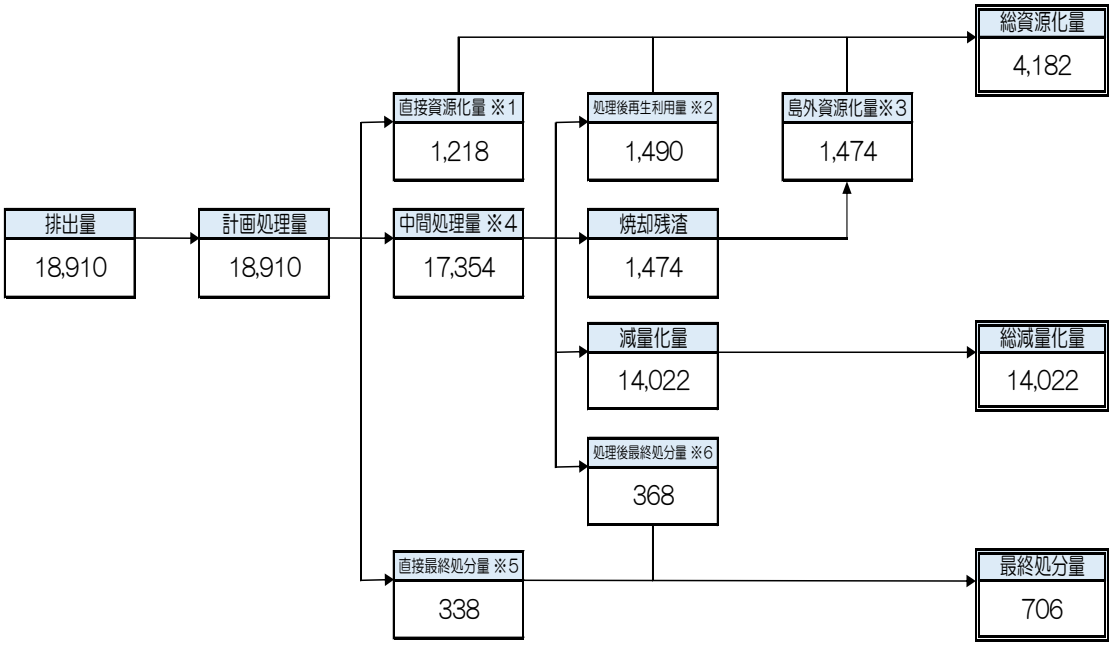

単位：トン/年

項　目		量
直接資源化量※1	古紙	1,218
処理後再生利用量※2	金属類	653
	ガラス類	325
	ペットボトル	145
	廃プラスチック	187
	廃乾電池	23
	蛍光管等	8
	使用済小型家電	138
	発泡スチロール	10
	リサイクルびん	1
計		1,490
島外資源化量※3	主灰	1,032
	飛灰	442
計		1,474

項　目			量
中間処理量※4	燃やすごみ		14,739
	燃やさないごみ		659
	発火性危険ごみ		16
	粗大ごみ		586
	資源ごみ	缶びん	756
		ペットボトル	169
		廃プラスチック	319
		廃乾電池	23
		蛍光管等	8
		使用済小型家電	79
計			17,354
直接最終処分量※5		側溝汚泥・火災残渣等	338
処理後最終処分量※6		処理残渣	368

計画処理量	※1＋※4＋※5	18,910
総資源化量	※1＋※2＋※3	4,182
最終処分量	※5＋※6	706

１－１－４　最終目標達成時のごみ処理フロー（令和１２年度）

単位：トン/年

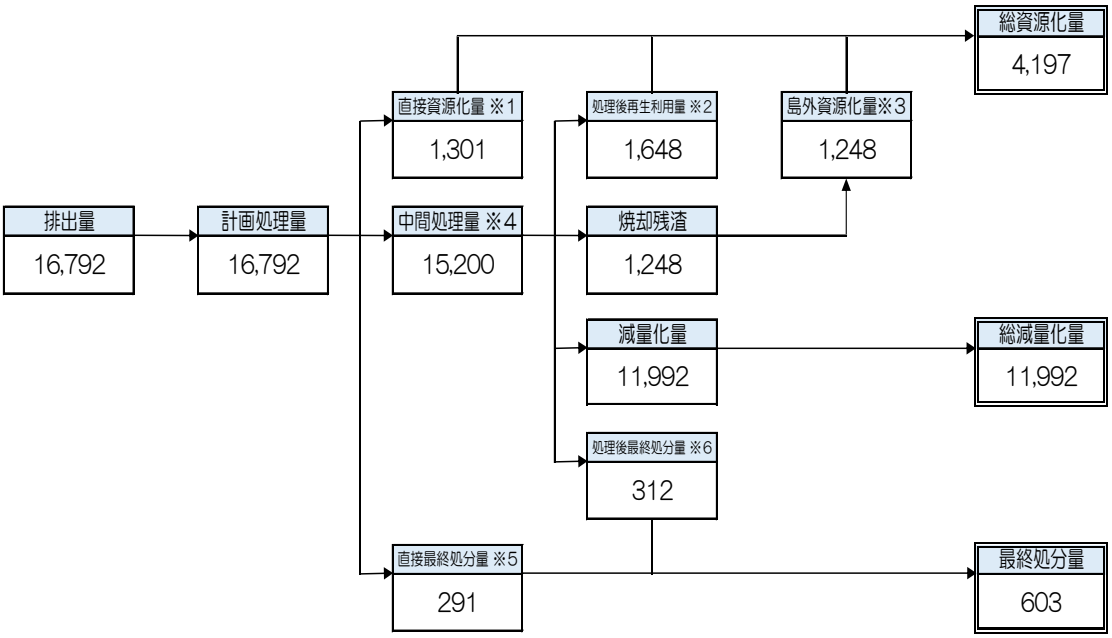

単位：トン/年

項　目		量
直接資源化量※1	古紙	1,301
処理後再生利用量※2	金属類	733
	ガラス類	351
	ペットボトル	159
	廃プラスチック	206
	廃乾電池	26
	蛍光管等	9
	使用済小型家電	151
	発泡スチロール	12
	リサイクルびん	1
計		1,648
島外資源化量※3	主灰	874
	飛灰	374
計		1,248

項　目			量
中間処理量※4	燃やすごみ		12,479
	燃やさないごみ		587
	発火性危険ごみ		15
	粗大ごみ		522
	資源ごみ	缶びん	889
		ペットボトル	199
		廃プラスチック	376
		廃乾電池	29
		蛍光管等	10
		使用済小型家電	94
計			15,200
直接最終処分量※5	側溝汚泥・火災残渣等		291
処理後最終処分量※6	処理残渣		312

計画処理量	※1＋※4＋※5	16,792
総資源化量	※1＋※2＋※3	4,197
最終処分量	※5＋※6	603

１－２　生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測

項　目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口	人	54,438	53,893	53,436	52,935	52,434	51,933
	%	100	100	100	100	100	100
生活排水処理人口	人	31,819	33,548	35,311	37,073	38,833	39,468
	%	58.5	62.2	66.1	70.0	74.1	76.0
下水道水洗化人口	人	22,302	24,612	26,922	29,232	31,541	32,297
	%	41.0	45.7	50.4	55.2	60.2	62.2
浄化槽人口	人	25,996	23,729	21,599	19,429	17,251	16,319
	%	47.8	44.0	40.4	36.7	32.9	31.4
農業・漁業集落排水施設	人	1,134	1,151	1,168	1,185	1,201	1,205
	%	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3
合併処理浄化槽	人	8,383	7,785	7,221	6,656	6,091	5,966
	%	15.4	14.4	13.5	12.6	11.6	11.5
単独処理浄化槽	人	16,479	14,793	13,210	11,588	9,959	9,148
	%	30.3	27.5	24.7	21.9	19.0	17.6
し尿汲み取り人口	人	6,140	5,552	4,915	4,274	3,642	3,317
	%	11.2	10.3	9.2	8.1	6.9	6.4
生活雑排水未処理人口	人	22,619	20,345	18,125	15,862	13,601	12,465
	%	41.5	37.8	33.9	30.0	25.9	24.0

項　目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿量	kL/年	6,430	5,804	5,147	4,453	3,806	3,468
浄化槽汚泥量	kL/年	10,304	10,257	9,308	8,432	7,540	6,607
合　計	kL/年	16,734	16,061	14,455	12,885	11,346	10,075

項　目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画処理区域内人口	人	51,431	50,930	50,429	49,928	49,427	48,926
	%	100	100	100	100	100	100
生活排水処理人口	人	40,103	40,738	41,373	42,011	41,602	41,139
	%	78.0	80.0	82.0	84.2	84.2	84.1
下水道水洗化人口	人	33,053	33,809	34,565	35,322	35,041	34,706
	%	64.3	66.4	68.5	70.8	70.9	71.0
浄化槽人口	人	15,383	14,444	13,500	12,553	12,357	12,215
	%	29.9	28.3	26.8	25.1	25.0	24.9
農業・漁業集落排水施設	人	1,209	1,213	1,217	1,221	1,182	1,143
	%	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
合併処理浄化槽	人	5,841	5,716	5,591	5,468	5,379	5,290
	%	11.4	11.2	11.1	11.0	10.9	10.8
単独処理浄化槽	人	8,333	7,515	6,692	5,864	5,796	5,782
	%	16.2	14.7	13.3	11.7	11.7	11.8
し尿汲み取り人口	人	2,995	2,677	2,364	2,053	2,029	2,005
	%	5.8	5.3	4.7	4.1	4.1	4.1
生活雑排水未処理人口	人	11,328	10,192	9,056	7,917	7,825	7,787
	%	22.0	20.0	18.0	15.8	15.8	15.9

項　目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12
し尿量	kL/年	3,139	2,811	2,489	2,154	2,117	2,081
浄化槽汚泥量	kL/年	6,242	5,840	5,490	5,074	4,672	4,599
合　計	kL/年	9,381	8,651	7,979	7,228	6,789	6,680

１－３　ごみ処理基本計画の施策一覧

基本方針１　排出マナーの向上と分別の徹底による３Ｒの推進				
項目	実施・検討すべき主な取組	継続	拡大	新規
【施策１】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量				
発生抑制（リデュース）の推進	ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製容器包装・製品のリデュースの徹底	○		
	レジ袋ゼロ運動の推進	○		
	環境にやさしい買い物の普及促進	○		
	マイボトル等の推奨	○		
	指定ごみ袋へのバイオプラスチック袋の導入可能性調査・研究	○		
	ごみ処理手数料の適宜見直し	○		
食品ロスの削減、生ごみの減量	【３Ｒ活動推進モデル事業】発生抑制（リデュース）モデル事業			○
	「３０・１０運動」の推進	○		
	食品ロス削減や生ごみ減量につながる講座の開催や啓発	○		
	小盛メニューの導入や利用者の希望に沿った食事の提供など、宴会や外食時における食べ残し削減の推進	○		
	生ごみの水切りの徹底	○		
再使用（リユース）の推進	【３Ｒ活動推進モデル事業】再使用（リユース）モデル事業			○
	再使用（リユース）機会の提供	○		
【施策２】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進				
家庭系ごみの分別徹底	古紙の分別方法や回収拠点の周知	○		
	古紙の効果的な回収方法の検討	○		
	プラスチック製容器包装、ペットボトル等のさらなる分別推進	○		
	使用済小型家電等の拠点回収の利用促進	○		
	資源ごみの多様な排出方法の周知	○		
	廃食用油の拠点回収化	○		
	正しいごみの分別・出し方の周知	○		
	ごみ集積場における違反ごみ対策	○		
古布・古着の資源化の推進	古布・古着の資源化の手法や回収方法等の検討	○		
事業系ごみの分別徹底	【３Ｒ活動推進モデル事業】再生利用（リサイクル）モデル事業			○
	事業系古紙の効率的なリサイクル体制の検討		○	
	クリーンセンターにおける事業系ごみ搬入車両の内容物検査（展開検査）の実施	○		
	内容物検査（展開検査）結果を踏まえた排出事業者への指導の実施	○		

基本方針２　意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保				
項目	実施・検討すべき主な取組	継続	拡大	新規
【施策３】意識啓発の推進				
情報発信の充実	「リサイクルとごみの分別表」、「ごみ収集カレンダー」、「ごみの分別ガイドブック」などによる周知・啓発	○		
	「市報さど」や市ホームページ、ＳＮＳの活用などによる情報発信	○		
	災害時等における迅速で的確な情報発信	○		
環境教育の推進	施設見学の実施	○		
	イベントにおけるごみ分別の啓発	○		
	市民環境講座や出前講座の実施	○		
	環境アドバイザー制度の活用	○		
【施策４】社会環境の変化への対応				
高齢化等に対応した取組	高齢者等への支援のあり方について検討	○		
生活様式の変化に対応した取組	社会状況の変化等の把握と課題に応じた対策の実施	○		
【施策５】環境美化・不法投棄対策の推進				
地域の環境美化の推進	佐渡市一斉清掃、佐渡市一斉清掃＋(プラス)、佐渡クリーンアップ大作戦の実施	○		
	地域・団体等のボランティア清掃における支援	○		
	環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発	○		
	ごみ集積場における違反ごみ対策	○		
不法投棄等の防止	不法投棄監視員によるパトロールの実施	○		
	不法投棄防止看板の設置	○		
海岸漂着物等対策の推進	佐渡市一斉清掃、佐渡市一斉清掃＋(プラス)、佐渡クリーンアップ大作戦の実施	○		
	地域・団体等のボランティア清掃における支援	○		
	３Ｒの推進や不法投棄・ポイ捨ての防止	○		

基本方針３　安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築				
項目	実施・検討すべき主な取組	継続	拡大	新規
【施策６】将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進				
収集運搬体制の検討	将来のごみ収集体制のあり方についての検討	○		
佐渡クリーンセンターの長寿命化	佐渡クリーンセンター （実施予定年度、整備概要等） ・令和７～９年度、延命化工事（基幹的設備改良工事）			○
灰溶融固形化施設の廃止	灰溶融固形化施設 （実施予定年度、整備概要等） ・令和３年度末、施設廃止 ・令和５年度以降、施設解体工事			○
	佐渡クリーンセンター （実施予定年度、整備概要等） ・令和３年度、灰出設備改修工事			○
	焼却残渣の市外への民間処理委託（資源化等）			○
南佐渡一般廃棄物最終処分場の延命化	南佐渡一般廃棄物最終処分場 （実施予定年度、整備概要等） ・令和 23 年度末目処、埋立処分終了の見込み ・令和 24 年度以降、最終覆土工事			○
	不燃残渣等の市外への民間処理委託の検討			○
中継施設のあり方の検討	中継施設（両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンター）のあり方についての検討			○
次期のごみ処理施設及び最終処分場の整備に向けた取組	次期ごみ処理施設 （実施予定年度、整備概要等） ・令和 25 年度以降、施設供用開始			○
	次期最終処分場 （実施予定年度、整備概要等） ・令和７年度目処、建設用地の決定 ・令和 24 年度以降、施設供用開始			○
【施策７】災害に備えた体制整備				
災害廃棄物処理計画に基づく体制整備	災害廃棄物処理マニュアルの整備	○		
	民間団体等との災害協力に関する協定の締結と災害発生時に備えた対策の検討	○		
	災害廃棄物処理における人材育成（図上訓練等の実施）			○
災害時も稼働できる処理施設の整備	佐渡クリーンセンター周辺の旧最終処分場跡地への太陽光発電導入の検討			○
	災害時においても稼働できる施設整備の検討			○

１－４　各施策とＳＤＧｓターゲットとの関連性

本基本計画の各施策とＳＤＧｓターゲットとの関連性は、以下のとおりです。

１－４－１　ごみ処理基本計画

【施策１】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量

目標	ターゲット
	4.7　2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.2　2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3　2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4　2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5　2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14　持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【施策２】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進

目標	ターゲット
	12.2　2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4　2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5　2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14　持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【施策３】意識啓発の推進

目標	ターゲット
	4.7　2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.8　2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

【施策４】社会環境の変化への対応

目標	ターゲット
	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	11.7　2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【施策５】環境美化・不法投棄対策の推進

目標	ターゲット
	4.7　2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	11.6　2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	14.1　2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	15.1　2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	17.14　持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【施策６】将来を見据えた・処理体制と施設整備の推進

目標	ターゲット
	7.2　2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	9.1　全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	11.6　2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2　2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.4　2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	13.3　気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

【施策７】災害に備えた体制整備

目標	ターゲット
	7.2　2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	11.6　2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	13.1　全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3　気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	17.14　持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

１－４－１　生活排水処理基本計画

【施策１】公共下水道等への接続の推進

目標	ターゲット
	6.3　2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	14.1　2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

【施策２】合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

目標	ターゲット
	6.3　2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	14.1　2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

【施策３】収集運搬体制の検討

目標	ターゲット
	6.3　2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	14.1　2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

【施策４】市民への意識啓発の推進

目標	ターゲット
	4.7　2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.b　水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	14.1　2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

１－５　策定の経過

年　月　日		内　容
令和元年	11 月 22 日	■令和元年度第１回佐渡市環境審議会
令和２年	1月 27 日	・「廃棄物処理施設整備構想」及び「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」について（諮問）
	1月 29 日	◆令和元年度第１回佐渡市環境審議会専門部会
	4月 15 日	◆令和２年度第１回佐渡市環境審議会専門部会
	4月 17 日	◇令和２年度第１回佐渡市廃棄物処理施設整備検討委員会（書面会議）
	6月1日	◇令和２年度第２回佐渡市廃棄物処理施設整備検討委員会（書面会議）
	6月 23 日	◇令和２年度第３回佐渡市廃棄物処理施設整備検討委員会
	7月 16 日	◆令和２年度第２回佐渡市環境審議会専門部会
	8月 20 日	■令和２年度第１回佐渡市環境審議会
	8月 25 日	・「廃棄物処理施設整備構想」について（答申）
	10 月 23 日	◇令和２年度第４回佐渡市廃棄物処理施設整備検討委員会
	10 月 27 日	◆令和２年度第３回佐渡市環境審議会専門部会
	12 月 23 日	■令和２年度第２回佐渡市環境審議会
	12 月 24 日	・「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」について（答申）
令和３年	1月 12 日 ～2月 12 日	パブリックコメント
	1月 22、26、28 日	市民説明会（市内３会場）

１－５－１　佐渡市環境審議会委員名簿

	氏　名	所属・役職
会　長	長嶋俊介	前鹿児島大学教授
副会長	岩浪春輝	佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター長
委　員	永田尚志	新潟大学佐渡自然共生科学センター教授
	金子正史	一般社団法人新潟県環境衛生研究所佐渡検査センター長
	小林哲也	一般社団法人新潟県産業資源循環協会専務理事
	池善世	佐渡ジオパーク協会会長
	澤栗浩明	環境省佐渡自然保護官事務所首席自然保護官
	中川美津子	佐渡市連合婦人会会長
	山本初子	佐渡市消費者協会会長
	土屋正起	公益財団法人日本野鳥の会佐渡支部支部長
	井上由香	元新潟大学特任教授
	仲川純子	一般社団法人佐渡生きもの語り研究所理事長
	山城信男	特定非営利法人エコひびき佐渡
	板垣徹	潟上水辺の会（ＪＡファーム）
	安藤卓也	美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会会長
	橋本美子	佐渡商工会女性部協議会会長
	堅野信	佐渡農業協同組合代表理事専務

（敬称略、順不同）

１－５－２　佐渡市環境審議会専門部会委員名簿

	氏　名	所属・役職
部会長	金子正史	一般社団法人新潟県環境衛生研究所佐渡検査センター長
委　員	長嶋俊介	前鹿児島大学教授
	小林哲也	一般社団法人新潟県産業資源循環協会専務理事
	岩浪春輝	佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター長
	中川美津子	佐渡市連合婦人会会長
	山本初子	佐渡市消費者協会会長
	橋本美子	佐渡商工会女性部協議会会長

（敬称略、順不同）

１－５－３　佐渡市廃棄物処理施設整備検討委員会委員名簿

	氏　名	所属・役職
委員長	姫野修司	長岡技術科学大学大学院工学研究科准教授
委　員	荒井喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議技術指導部長
	狩野直樹	新潟大学工学部工学科准教授
	小林哲也	一般社団法人新潟県産業資源循環協会専務理事
	岩浪春輝	佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター長

（敬称略、順不同）

佐渡市一般廃棄物処理基本計画
令和３年３月

編集・発行　佐渡市環境対策課
〒952－1292
佐渡市千種 232 番地
TEL　0259－63－3113
FAX　0259－63－2750
E-mail　s-kankyo@city.sado.niigata.jp

佐　渡　市

GOLD+
環境保護印刷
GREEN PRINTING JFPI
P-B10065
この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で印刷されています。